

平成 22 年度経済産業省委託調査

平成 22 年度商取引適正化・製品安全に  
係る調査研究  
(我が国におけるヘッジ会計・税制の  
実態調査)

報告書

2011 年 2 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

(空白)

# 目次

序	1
---	---

## 第1章 デリバティブに係る会計及び税制の概要 2

第1節 近年における金融商品会計の展開	2
1. 金融商品会計の誕生と税法における対応	2
2. 会計基準及び税法におけるデリバティブの位置付け	7
3. 時価評価の導入による企業経営への影響	9
第2節 現行制度における取り扱い	10
1. 商品デリバティブの意義	10
2. 商品デリバティブに係る原則的処理	12
3. 商品デリバティブに係る例外的処理（ヘッジ会計）	15

## 第2章 金融デリバティブに係る会計及び税制との比較 27

第1節 現行制度における取り扱い	27
1. 金融デリバティブの意義	27
2. 金融デリバティブに係る原則的処理	28
3. 金融デリバティブに係る例外的処理（ヘッジ会計）	28
【補論】金融機関におけるヘッジ会計の取り扱い	31
第2節 簡便な処理方法	32
1. 金利スワップに係る特例処理	32
2. 為替予約等に係る振当処理	33

## 第3章 デリバティブに係る会計及び税制の実態 34

第1節 ヘッジ会計・税制の適用実態	34
1. ヘッジ取引の活用実態	34
2. ヘッジ会計・税制の適用割合	36
第2節 デリバティブ一般に係る課題	39
1. ヘッジ会計の適用に係る課題の認識	39
2. ヘッジ会計の適用要件に係る課題	43

3. 会計の在り方等についての課題	46
4. ヘッジ会計の運用上の課題	47
第3節 商品デリバティブに特有の課題	48
1. ヘッジ会計の適用に係る課題	48
2. 会計の在り方についての課題	50

## 第4章 諸外国における会計及び税制との比較 … 52

第1節 諸外国の会計基準との比較	52
1. 近年の会計を巡る国際的動向	52
2. 国際会計基準 (IFRS)	53
【補論】ヘッジ会計に係る公開草案	63
3. 米国会計基準 (US-GAAP)	66
第2節 諸外国の税制との比較	73
1. イギリスにおける税制	73
2. アメリカにおける税制	74

## 第5章 課題の整理 … 75

第1節 企業行動と会計処理の関係	75
第2節 会計・税務に係る負担	77
第3節 会計と税制の関係	79

## 資料編 アンケート調査集計表 … 81

# 序

---

世界的な経済構造の劇的な変化や、資源価格など商品市況が不安定化する中、我が国における事業者も様々なリスクに直面しており、こうしたリスクが事業活動に及ぼす影響を回避ないし最小化する必要性に迫られている。企業が、相場変動などによる資産・負債の損失の可能性を減殺する目的でデリバティブ取引を行った場合（以下、ヘッジ取引という）、取得原価で評価されるヘッジ対象の資産・負債と、時価評価されるヘッジ手段の資産・負債との間に損益認識の期間上のずれが生じうる。これを調整して、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識させる特殊な会計処理をヘッジ会計と呼んでいる。

貴省が昨年実施した平成 21 年度商品取引の国際競争力強化のための調査「我が国経済におけるヘッジニーズ調査」によれば、商社や大手当業者などを中心に具体的なヘッジニーズ、ヘッジ取引が認められ、ヘッジ会計を用いた処理を行っている例も見られた。しかし、法人税法と会計基準の不一致を原因として、会計基準上有効と思われる方法でヘッジ取引及び同会計処理を行っていても、税務上ヘッジ会計処理が認められないケースが存在することが確認された。またその他にも、ヘッジ会計やヘッジ税制上の課題によってヘッジ取引の円滑な活用が阻害されている可能性も示唆された所である。

ヘッジ会計及びヘッジ税制について整理ないし整備がなされることで、我が国の産業界が直面している様々なリスクを有効に回避することが出来る環境を整備することは、我が国の国際競争力という観点からも重要な課題である。本調査は、ヘッジ会計及びヘッジ税制に係る実態や課題を明らかにし、今後ヘッジ会計及びヘッジ税制について検討を行う際に参考とすることを目的として実施したものであり、国際会計基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）のアドプションも睨みつつ、会計基準や税法に係る議論が絶えない今日、本報告書がヘッジ会計及びヘッジ税制のあるべき姿を検討する際の一助となれば幸いである。

# 第1章 デリバティブに係る会計 及び税制の概要

---

第1章では、デリバティブの会計処理方法を定める金融商品会計の展開を整理すると共に、商品デリバティブに係る現行の会計制度及び税制の背景や、規定内容について整理を行う。

## 第1節 近年における金融商品会計の展開

### 1. 金融商品会計の誕生と税法における対応

#### (1) 金融商品会計の誕生

1999年1月22日、企業会計基準審議会は、「金融商品に係る会計基準」（企業会計基準第10号、金融商品会計基準）<sup>1</sup>の公表を行った。これは、「会計ビッグバン」と称される一連の会計基準の設定及び改廃作業の一環としてなされたものであったが、1996年11月に橋本龍太郎総理大臣から大蔵大臣及び法務大臣に対して指示された「金融市場改革構造」（「市場原理が働く自由な市場（フリー）、透明で信頼できる市場（フェア）、国際的で時代を先取りする市場（グローバル）の3原則の下、2001年を目標とした金融市場の構造改革を目指す」との構想）がその背景にあった<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 企業会計基準審議会公式 Web サイト ([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/fv-kaiji/fv-kaiji.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/fv-kaiji/fv-kaiji.pdf))。

<sup>2</sup> 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編『金融商品会計税務のポイント解説 Q&A』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、3訂版、2009年）1頁。

金融商品会計基準の最も特徴的な点は、企業の損益を適切に反映することを目的として金融商品の価値評価に「時価」という考え方を取り入れたことである。金融商品会計基準の公表により、従来必ずしも明らかではなかった、日本における金融商品の会計処理に係る基準が初めて示されることになった。

その後、金融商品会計基準の公表を受け、2000年1月、日本公認会計士協会は「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号、金融商品会計実務指針）を公表した。これは、金融商品会計基準の内容を基に、具体的な会計処理の方法等を明らかにするものである。また、同年9月14日、同指針に関連して同協会は「金融商品会計に関するQ&A」を公表した。これは、金融商品会計実務指針の内容に係る解説文書であり、会計実務において処理方法に係る判断が特に困難と思われる論点について、あるべき会計処理の方法を示している。

現在では、これらに適宜修正が加えられた他、幾つかの関連する会計基準等が公表されること<sup>3</sup>により、これらが一体となって金融商品に係る会計のあり方を規定している。特にデリバティブ取引の会計処理<sup>4</sup>については、前述の金融商品会計基準を始めとして、多くの会計基準等において規定されている<sup>5</sup>。

---

<sup>3</sup> 金融商品会計基準等の制定及び改廃の経緯の詳細については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング・前掲注2、10-13頁参照。

<sup>4</sup> デリバティブの会計処理について整理を行った書籍の内、比較的近年に刊行されたものとして、荻茂生=長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務』（中央経済社、第4版、2006年）がある。また、金融商品会計一般について整理を行ったものとして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング・前掲注2の他、あずさ監査法人『金融商品会計の実務』（東洋経済新報社、第3版、2006年）、伊藤眞=荻原正佳『金融商品会計の完全解説』（財経詳報社、改訂8版、2009年）、新日本有限責任監査法人編『金融商品会計の実務』（中央経済社、2010年）、田中建二『金融商品会計』（新世社、2007年）、トーマツ編『金融商品会計の実務詳解』（中央経済社、2009年）等がある。

<sup>5</sup> なお、金融商品会計基準は金融商品取引法適用会社（上場企業等）に強制適用される他、法定監査を受ける大企業にも準拠が求められる。一方、これらに該当しない場合、いわゆる「税務会計」（税務上の処理に会計処理を合わせるもの）を行っており、金融商品会計基準に従っていない場合が大半である。

## 【デリバティブ取引に係る主要な会計基準等】

### <デリバティブ取引及びヘッジ取引の会計基準・指針>

- 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準（金融商品会計基準）」（平成18年8月11日公表、平成20年3月10日最終改正）
- 「金融商品会計に関する実務指針（金融商品会計実務指針）」（平成12年1月31日公表、平成20年3月25日最終改正）
- 「金融商品会計に関するQ&A（金融商品会計Q&A）」（平成12年9月14日公表、平成20年3月25日最終改正）

### <振当処理に係る会計基準・指針>

- 「外貨建取引等会計処理基準（外貨基準）」（昭和54年6月26日公表、平成11年10月22日最終改正）
- 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（外貨実務指針）」（平成8年9月3日公表、平成20年3月25日最終改正）

### <繰り延べヘッジ損益の表示に関する会計基準>

- 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日公表、平成20年3月10日最終改正）
- 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日公表、平成20年3月10日最終改正）

### <組込デリバティブの区分処理に関する指針>

- 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日公表）

（出所）荻茂生=長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務』（中央経済社、第4版、2006年）48頁を基に作成。

## (2) 金融商品会計基準の構成

上述の通り、金融商品会計基準が金融商品の会計のあり方を定める中心的役割を果たしており、その構成は次の通りとなっている。

### 【金融商品会計基準の構成】

目的

会計基準

- I. 範囲
- II. 金融資産及び金融負債の範囲等
- III. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識
- IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等
- V. 貸倒見積高の算定
- VI. ヘッジ会計
- VII. 複合金融商品
- VII-2. 注記事項
- VIII. 適用時期等
- IX. 議決

結論の背景

(出所) 金融商品会計基準を基に作成。

まず、「目的」において金融商品会計基準の目的が「金融商品に関する会計処理を定めること」である旨が、「I. 範囲」において金融商品会計基準が全ての会社における金融商品の会計処理に適用される旨が明らかにされている。

次に、「II. 金融資産及び金融負債の範囲等」において、金融商品会計基準における「金融資産」及び「金融負債」の定義や「時価」の考え方が述べられた後、「III. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識」において、どのような場合に金融資産や金融負債の発生や消滅が認識されるべきかが明らかとされている。また、これを踏まえて、「IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等」では貸借対照表価額をどのように捉えるべきかが示されている。

続いて、「V. 貸倒見積高の算定」では貸倒見積高の算定方法が示されている。

そして、「VI. ヘッジ会計」ではヘッジの対象やヘッジ会計の要件、ヘッジ会計の適用方法等が明らかとされている。

この他、「VII. 複合金融商品」では複合金融商品の会計処理方法が示されている他、「VII-2. 注記事項」でどのような事項について注記すべきかが示されている。また、「VIII. 適用時期等」で金融商品会計基準の適用時期や経過措置が示さ

れ、「IX. 議決」で金融商品会計基準の承認について述べられている。最後に、「結論の背景」として金融商品会計基準の設定に至る経緯や、当該基準の中で示された個々の論点の背景となる考え方が示されている。

### (3) 税法における対応

上記の金融商品会計の導入に合わせて、基本的に会計と税制の一致を図る方向で 2000 年度に法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）の改正が行われた。法人税法は、金融商品の中でも有価証券<sup>6</sup>及びデリバティブについて第 61 条の 2 以下に新たな規定を設けており、後述するヘッジ会計を含めて規定が整備されている。また、これと合わせて、法人税法施行令（昭和 40 年 3 月 31 日政令第 97 号）や、法人税法施行規則（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 12 号）についても内容が改められている。

2000 年度の法人税法改正によって、従来は個別通達を通じて発生主義の範囲内で処理されてきたデリバティブ取引<sup>7</sup>について全面的に時価法が導入されており、金融商品会計と同様の考え方が採用されている。これによって期末時点で未決済のデリバティブ取引は原則として時価で評価され、時価評価に伴う評価損益（みなし決済額）は当該期の損益に算入されることとなった。

---

<sup>6</sup> 法人税法上の「有価証券」は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの（自己が有する自己の株式又は出資及び第 61 条の 5 第 1 項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係るものを除く）と定義されている（法人税法第 2 条 21 号）。

<sup>7</sup> 金融機関自らの運用目的で設定されている特別取引勘定に属するデリバティブ取引については、特例的に時価法が認められていた。

## 2. 会計基準及び税法におけるデリバティブの位置付け

現行の金融商品会計基準において、時価評価の対象となる金融商品に含まれるものは多岐に亘っており、貸借対照表に掲示される資産や負債の内、大部分が該当することとなっている。

【金融商品会計基準における金融商品の範囲】

現金預金	支払手形
受取手形	買掛金
売掛金	未払金
有価証券	借入金
貸付金	社債
デリバティブ資産	デリバティブ負債
棚卸資産	引当金
有形固定資産	資本
無形固定資産	

(注) 太字部分が金融商品に該当する。

(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編『金融商品会計税務のポイント解説 Q&A』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、3 訂版、2009 年）19 頁を基に作成。

この内、本稿ではデリバティブを取り扱うが、後述のように原則として時価評価を行った上で会計年度末に損益を計上する必要があるとされる。もっとも、後述のように一定の要件を満たす場合には損益を繰り延べることが可能となっている。一方、税制においては会計と異なり、「金融商品」という包括的な概念は用いられておらず、単に年度末時点で未決済のデリバティブにつき「みなし決済」がなされるという規定があるにとどまっているが、実質的な位置付けについては会計と税務に差が見られる訳ではない。

一般にデリバティブとは、基礎となっている何らかの数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引を言うとき、具体的には先物取引や先渡取引、スワップ取引、オプション取引が挙げられることが多い。

「基礎数値」については、デリバティブの種類に応じて、金利やコモディティ（商品）価格、外国為替相場等多岐に亘っている。代表的なものとして、以下が挙げられている。

【デリバティブと基礎数値】

デリバティブの種類	基礎数値
金利スワップ	金利
通貨スワップ	外国為替相場
商品スワップ	商品価格
エクイティ・スワップ	株式価格
クレジット・スワップ（ダウングレード・オプション）	信用格付け／債券の価値
トータル・リターン・スワップ	有価証券の時価
金利先物オプション	金利
通貨オプション	外国為替相場
商品先物オプション	商品価格
株価指数オプション	株価指数
金利先物	金利
通貨先物	外国為替相場
商品先物	商品価格
金利先渡契約	金利
商品先渡契約	商品価格
ウェザー・デリバティブ	平均気温、降雨量等

（出所）荻茂生=長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務』（中央経済社、第4版、2006年）4頁を基に作成。

これらのデリバティブの内、基礎数値が商品（コモディティ）価格であるものは商品デリバティブと呼ばれ、為替や金利であるものは金融デリバティブと呼ばれている。

### 3. 時価評価の導入による企業経営への影響

上述の金融商品会計の導入とそれに合わせた税法の改正により、金融機関及び一般事業者は保有する金融商品を期末時点で時価評価することが求められるようになった。

時価評価の導入は、金融ビッグバンに端を発した一連の金融資本市場制度改革において企業情報開示の充実が図られたことや、経済のグローバル化が急速に進展する中、海外のステークホルダーが増加したこと等とも相俟って、企業経営に大きな影響を与えることとなった。株主をより重視するようになり、経営責任も一層明確化されるようになったことや、経営管理手法ないしリスク管理手法の高度化なども時価評価の導入と密接な関係を有している。

## 第2節 現行制度における取り扱い

本節では、現行の会計制度及び税制において、商品デリバティブに対してどのような取り扱いがなされているのかについて整理を行う。

### 1. 商品デリバティブの意義

前述の通り、一般にデリバティブとは、基礎となっている何らかの数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引を言うこととされ、具体的には先物取引や先渡取引、スワップ取引、オプション取引が挙げられることが多いが、会計及び税制においてもデリバティブ取引に係る定義が置かれている。

#### (1) 会計における定義

会計において、デリバティブとは、「先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引」と定義されている<sup>8</sup>。

なお、これに関連して、デリバティブ取引の特徴として、

- ①基礎数値（金利や有価証券・現物商品の価格、外国為替相場、指数、信用格付等）が含まれ、かつ想定元本か決済金額（固定若しくは決定可能なもの）の一方又は双方が含まれている契約であること、
- ②当初純投資が不要である、又は市況の変動に類似の反応を示す他の契約と比較して、当初純投資を殆ど必要としないこと、
- ③契約条項により純額（差金）決済が要求又は容認され、契約外の手段で純額決済を容易に行うことができ、又は資産の引渡しを定めている場合でもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くこと、

という3点が挙げられている<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 金融商品会計基準4。

<sup>9</sup> 金融商品会計実務指針6。

## (2) 税制上の定義

税制においてデリバティブとは、「金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引」と定義されている<sup>10</sup>が、具体的には先物取引<sup>11</sup>、オプション取引<sup>12</sup>、スワップ取引<sup>13</sup>等（いずれも市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引として行われるもの<sup>14</sup>）を指している。

デリバティブに係る税務上の定義は会計上の定義と結論において殆ど同じであるといえるが、税制においては少なくとも文言上、先渡取引がデリバティブの範囲に含まれると明示されていない点に差異がある。

## (3) デリバティブの機能

デリバティブ取引は投機的手段としても用いられる<sup>15</sup>が、事業者にとってより重要なのは、商品価格等の変動に対するリスク・ヘッジ機能である<sup>16</sup>。

リスク・ヘッジを目的として行うデリバティブ取引は、特に「ヘッジ取引」<sup>17</sup>と呼ばれている。ヘッジ取引とは、一般に「ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引」<sup>18</sup>と定義されているが、具体的には、商品等の現物取引における価格変動

---

<sup>10</sup> 法人税法第 61 条の 5。

<sup>11</sup> 金融商品取引法第 2 条第 21 項第 1 号。

<sup>12</sup> 金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号。

<sup>13</sup> 金融商品取引法第 2 条第 21 項第 4 号。

<sup>14</sup> 金融商品取引法第 2 条第 20 項。法人税法第 61 条の 5 を受けて規定された法人税法施行規則がこの条項を引用している。

<sup>15</sup> 宇佐美洋『入門先物市場』（東洋経済出版社、2000 年）21 頁。

<sup>16</sup> 商品デリバティブを活用したリスク・ヘッジの方法を取りまとめたものとして、日本商品先物振興協会・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編「ヘッジ取引の活用マニュアル」([http://www.icfia.gr.jp/sangvo/hedge\\_manual20100415.pdf](http://www.icfia.gr.jp/sangvo/hedge_manual20100415.pdf)) がある。

<sup>17</sup> 我が国の事業者におけるヘッジ取引の意義や実態等について取りまとめたものとして、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成 21 年度商品取引の国際競争力強化のための調査（我が国経済におけるヘッジニーズ調査）報告書」（2010 年）(<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/tyousahoukokusyo.pdf>) がある。

<sup>18</sup> 金融商品会計基準 96。

による損失の可能性を減殺することを目的として、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等を活用することを指す。

## 2. 商品デリバティブに係る原則的処理

### (1) 商品デリバティブの時価評価に係る考え方

#### ①会計

会計上、期末時点でデリバティブの時価評価が求められていることは前述の通りであるが、デリバティブが市場で取引されている場合には「市場価格に基づく価額」により<sup>19</sup>、市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」により時価評価がなされる<sup>20</sup>。具体的な対応関係は下の表の通りである。

【デリバティブの時価評価】

上場／店頭（相対）	種類	時価決定方法
上場デリバティブ	先物取引 上場オプション	市場価格に基づく価額 取引所の最終価格（終値）
店頭デリバティブ	スワップ 先渡取引 店頭オプション	合理的に算定された価額 ①随時決済・換金ができる取引システムでの気配値（インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等） ②割引現在価値による方法 ③オプション価格モデルによる方法

（出所）荻茂生=長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務』（中央経済社、第4版、2006年）49頁を基に作成。

<sup>19</sup> 金融商品会計実務指針 49。

<sup>20</sup> 金融商品会計実務指針 54。

## ②税制

税制において期末に未決済であるデリバティブについて「みなし決済」が義務付けられていることは前述の通りであるが、みなし決済による利益又は損益に相当する額は、下の表のように算出される<sup>21</sup>。

【みなし決済による損益の算定方法】

取引の種類	損益の算定方法
市場デリバティブ取引 外国市場デリバティブ取引	金融商品取引所や商品取引所 <sup>22</sup> における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額
店頭デリバティブ取引 先物外国為替取引	これらの取引により当事者間で授受することを約した金額（その金額が事業年度終了の時ににおいて確定していない場合には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の予想される数値に基づき算出される金額）を事業年度終了の時の現在価値に割り引く合理的な方法により割り引いた金額
金融商品オプション取引 又は商品等オプション取引	これらの取引に係る権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（その金額が事業年度終了の時ににおいて確定していない場合には、これらの取引に係る指標の予想される数値に基づき算出される金額）
その他	金融商品オプション取引又は商品等オプション取引の価格に準ずる金額として合理的な方法により算出した金額

(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編『金融商品会計税務のポイント解説 Q&A』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、3訂版、2009年）140-141 頁を基に作成。

なお、店頭デリバティブ取引については「現在価値に割り引く合理的な方法により割り引いた価額」により算定することが法文上予定されているものの、実務上は税務当局がこのような方法を認めることに消極的であることから、制限的に運用されているとする声も聞かれた。

<sup>21</sup> 法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項。

<sup>22</sup> 法人税基本通達 2-3-39(1)は、取引所に上場されているデリバティブ取引については、当該取引が上場されている取引所において公表された事業年度終了の日の最終の取引成立価格に基づき算出した金額をみなし決済金額としている。

## (2) 損益の計上及び損金・益金への算入

会計においても税制においても、原則として期末時点で時価評価を行い、適切に処理を行うことが求められるが、会計及び税制の性格に応じて、処理の方法には差異がある。

### ①会計

会計上は、期末にデリバティブに係る時価評価を行った上で、当期の損益として計上することが求められる<sup>23</sup>。

#### 【デリバティブに係る原則的会計処理の例】

事業者 X は、以下の条件による商品スワップ取引を行った。(単位：円)

- ・ 契約日：21X0 年 1 月 1 日
- ・ 対象資産：原油等
- ・ 期間：1 年
- ・ 交換条件：固定額の受取、一定の指標に基づく支払
- ・ 交換期日：毎月末

純受取額の推移は、以下の通りである。

第 1 回 (20X0 年 1 月末)	△25
第 2 回 (20X0 年 2 月末)	△20
第 3 回 (20X0 年 3 月末)	△15
第 4 回 (20X0 年 4 月末)	△10
第 5 回 (20X0 年 5 月末)	△ 5
第 6 回 (20X0 年 6 月末)	5
第 7 回 (20X0 年 7 月末)	10
第 8 回 (20X0 年 8 月末)	15
第 9 回 (20X0 年 9 月末)	20
第 10 回 (20X0 年 10 月末)	25
第 11 回 (20X0 年 11 月末)	30
第 12 回 (20X0 年 12 月末)	35

また、商品スワップの 20X0 年 3 月末の時価は、100 (評価益) であった。

<sup>23</sup> 金融商品会計基準 4。

以上を踏まえた原則的会計処理は、以下の通りとなる。

- 20X0年1月1日（スワップ契約の締結日）：  
仕訳なし。 ※スワップの時価はゼロ。
- 20X0年3月31日（決算日）：  
スワップ 100 / スワップ評価益 100  
スワップを時価で計上し、評価差額（ $100 - 0 = 100$ ）については、損益処理を行う。
- 20X0年4月1日：  
スワップ評価益 100 / スワップ 100  
期首振戻仕訳を行う。

（出所）各種資料を基に作成。

## ②税制

一方、税制においては、期末に未決済であるデリバティブについて「みなし決済」が義務付けられていることは前述の通りである。これにより、原則として保有しているデリバティブについて、期末時点で決済したものとして見做され、損益を算出上で損金又は益金に算入する必要がある<sup>24</sup>。

## 3. 商品デリバティブに係る例外的処理（ヘッジ会計）

### （1）ヘッジ取引に係る例外的処理（ヘッジ会計）の意義

前述の通り、適切に商品デリバティブを活用することでリスクヘッジの効果が期待されるが、この場合、ヘッジ手段である商品デリバティブ（例えば原油先物）を原則通り時価評価して評価差額を当期損益として認識すると、ヘッジ対象（例えば原油現物）の損益認識時期と一致しないことがあり得る。

しかし、このようにヘッジ手段（商品デリバティブ取引）とヘッジ対象（現物取引）の損益認識時期が常に一致しないとすると、あくまでリスクヘッジの手段でしかないデリバティブに係る損益のみが会計上・税務上、当期における認識の対象となり、本来の経済実態を必ずしも反映しない会計処理・課税処理

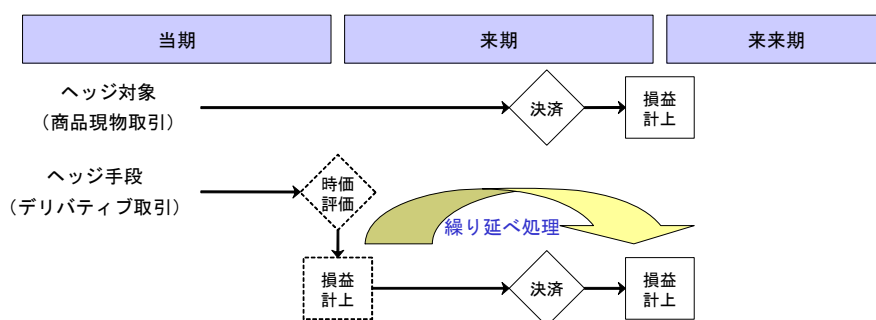
<sup>24</sup> 法人税法第61条の5第1項。

がなされてしまうことになる。換言すれば、ヘッジ対象の価格変動リスクをデリバティブを用いたヘッジ取引で軽減するという効果が、会計処理上又は税務上、失われてしまうことになる。

そこで、このような不都合を回避することを目的として、ヘッジ取引に係る処理については、会計においても税務においても、経済実態を適切に反映するための特例処理が認められている（ヘッジ会計）。ヘッジ会計はヘッジ手段とヘッジ対象の損益認識の時期を合致させるための方法であり、具体的には、①ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ対象の損益が認識される時点まで損益認識を遅らせることにより、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの期間に認識する方法（繰延ヘッジ）と、②ヘッジ手段の損益を発生時に認識すると共に、同一の期間にヘッジ対象の損益も認識する方法（時価ヘッジ）に分かれている。いずれの方法によるべきであるかは各国の会計基準や税法により分かれているが、我が国における現行の会計基準では原則として①繰延ヘッジの方法が用いられており、税法においても原則として①繰延ヘッジの方法によるとされている<sup>25</sup>。

このように我が国の会計及び税法において繰延ヘッジが原則とされ、時価ヘッジが例外とされているのは、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益として反映させることが出来る場合にのみ時価ヘッジが可能であり、現時点でこれに該当するのは「その他有価証券」に限られるという事情に基づいている。

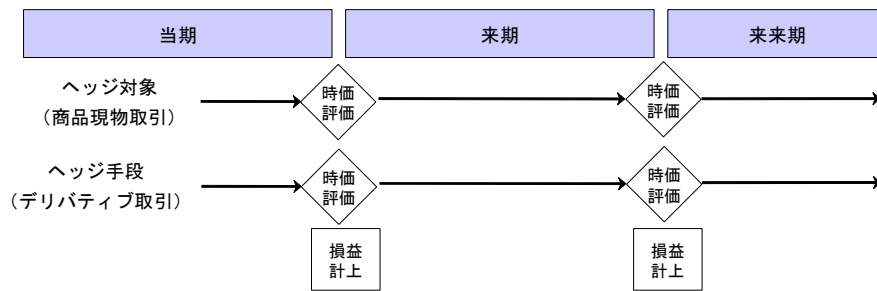
### 【①繰延ヘッジによる処理（イメージ）】



(出所) 各種資料を基に作成。

<sup>25</sup> 金融商品会計基準上は、ヘッジ対象である資産ないし負債に係る相場変動などを損益として反映させることが出来る場合に限定されており、「その他有価証券」のみが時価ヘッジの対象となる（金融商品会計実務指針 185）。また法人税法上は、ヘッジ開始時からその事業年度終了時までにはヘッジ対象（売買目的外有価証券）の譲渡が無いことが前提となっている（法人税法第 61 条の 7）。

## 【②時価ヘッジによる処理(イメージ)】



(出所) 各種資料を基に作成。

なお、かつてはヘッジ会計に対する反対論が根強く主張されることがあった。反対論の理由としては、観察者の意図的な観察においてヘッジ関係が存在するに過ぎず、ヘッジ会計は単に報告利益を操作する方策でしかないと言えること(信頼性の欠如)、ヘッジ会計の適用が任意であるため、各企業の財務諸表が比較できなくなる可能性があること(比較可能性の欠如)、ヘッジ会計の正当性を理論上十分に裏付ける文献が存在しているわけではないこと(権威ある文書による支持の欠如)、ヘッジ会計を導入すると、会計担当者にとって業務が過度に複雑化してしまう可能性があること(過度の複雑性)、ヘッジには必ずしも経済合理性がない場面があること(ヘッジの非経済性)が挙げられている<sup>26</sup>。

もともと、現在では一般にヘッジ会計の有用性が認められており、ヘッジ会計を制度上認めることが正当であるとする見方が主流となっている。このような見方を支える論拠として、ヘッジ活動によるリスクの緩和が財務諸表の利用者の目的に合致した情報であり、ヘッジ活動の会計処理に反映させるべきものであるということ(目的合理性)、有効なヘッジがなされている場合にヘッジ会計を禁止すると、財務諸表の信頼性にとって不可欠な要素である表現の忠実性が損なわれるということ(信頼性)、ヘッジが有効になされた場合、特殊な処理を適用するという先例がこれまでに確立してきたこと(先例)、ヘッジ会計が許されなければ会計上の利益に不利な影響が生じ得るため、経営者が積極的にヘッジ活動に取り組みなくなり、企業の経済的安定が失われる可能性があること(経済的帰結)が挙げられている<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> Harold Bierman, Jr. (白鳥庄之助他訳)『ヘッジ会計：基本問題の探求』(中央経済社、1994年) 24-27 頁。

<sup>27</sup> Harold Bierman, Jr. (白鳥庄之助他訳)・前掲注 26、20-23 頁。

## (2) ヘッジ会計の適用要件

ヘッジ会計を適用するための要件としては、(a)取引開始前に求められる要件(事前要件)と、(b)取引開始後に求められる要件(事後要件)がある。

### (a) 事前要件

#### ① 会計

会計上は、事前要件として、

(i)ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、取引時に文書により確認できること、

(ii)事業者のリスク管理方針に関して、明確な内部規定及び内部統制組織<sup>28</sup>が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること、のいずれかが満たされなければならないとされている<sup>29</sup>。

ここでいう「リスク管理方針」については、一般にリスクを識別し、許容し得るレベルにまで管理するための方針とされている。具体的には、以下のように管理対象のリスクやヘッジの方針、ヘッジの有効性の検証方法等を明確化した文書とすることが必要である。

#### 【リスク管理方針の例】

<p>(基本方針)</p> <p>第 1 条 業務上直面している価格変動リスクを適切に理解した上でこれを管理し、安定的な収益を確保する。</p> <p>(価格変動リスクの定義)</p> <p>第 2 条 価格変動リスクとは、資産（負債）の時価が市場変動により好ましくない方向に変動するリスクをいう。現に保有する商品を売却するとき、市場価格が下落することにより売却損益が悪化するリスクは、価格変動リスクに当たる。</p> <p>(管理の対象とするリスクと管理方針)</p> <p>第 3 条 業務において取扱う灯油に係る価格変動リスクについて、売却損益の悪化を防ぐためにヘッジ取引を行うものとする。なお、具体的なヘッジ取引</p>
--

<sup>28</sup> ここでいう内部統制は、会社法や金融商品取引法が要求するような業務の適切な執行を担保するものというよりも、あくまで適切に会計処理を行うための要件として要求されているものと考えられる。

<sup>29</sup> 金融商品会計基準 31(1)。

要領については、〇〇部門担当役員が策定し、経営会議において決定する。

(組織)

第 4 条 当社は、ヘッジ取引を適切に履行及び管理するために、ヘッジ取引を執行する部門とヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価を行なう部門を分離する。当社は事業部門 A がヘッジ取引を実行し、管理部門 B がヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等を実施する。

(権限)

第 5 条 ヘッジ取引の担当部門は経営会議が決定し、取引担当者は当該部門長が任命し、第 3 条に定める要領に担当者の所属氏名を記載する。またヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等を実施する担当部門についても同様とする。

(ヘッジ方針)

第 6 条 当社は、商品価格変動リスクをヘッジするため、商品先物市場において原油又は石油製品に係る先物取引のみを行う。なおヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行うものとし、別途定める方法を用いて識別を行う。

(ヘッジ手段の有効性についての検証)

第 7 条 決算期末時点で保有しているヘッジ取引について有効性の判定を行う。有効性の判定は、現物時価の変動額に対する先物時価の変動額の比率によって行うものとする。

(報告)

第 8 条 管理部門 B 担当役員は、ヘッジ取引の取組状況とリスクについて毎月経営会議に報告する義務を負う。

(内部監査)

第 9 条 代表取締役は本方針に従って、取引の執行、管理、記帳、ヘッジの有効性評価が行われ、適切にリスク管理が行なわれているかどうかについての調査を行わなければならない。但し、代表取締役は、事業部門 A 及び管理部門 B と関係のない使用者や社外の第三者に調査を行わせることができる。

(付則)

第 10 条 本条は〇〇年〇月〇日より適用する。

第 11 条 本方針の改正は経営会議の決議による。

(出所) 日本商品先物振興協会・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編「ヘッジ取引の活用マニュアル」を基に作成。

なお、(i)の方法（ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることを取引時に文書により確認する方法）によるのは、個々のヘッジ取引を行う際に社内承認手続が行われ、それが文書化されている場合や、特定の種類の取引については自動的に特定のデリバティブ取引を行う方針が文書化されており、これに従ってヘッジ取引が行われる場合に限られている<sup>30</sup>。

## ②税制

税制においても事前要件が定められており、繰延処理が可能であるのは、「当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る」とされている。

ここにいう「財務省令で定める事項」とは、デリバティブ取引により損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭並びに当該デリバティブ取引等の種類や名称、金額、ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする期間、その他の参考となるべき事項を指す<sup>31</sup>。

なお、会計とは異なり、リスク管理方針に関する明確な内部規定及び内部統制組織の存在により文書要件に代える規定は置かれていない。

### (b) 事後要件

そもそも、ヘッジ取引は価格変動のリスクをデリバティブの活用により減少させることを目的として行う取引であり、その取引実態を会計・税務上も適切に反映するための仕組みがヘッジ会計であることから、ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動との間に一定の相関性が存在し、ヘッジ取引が有効なものでなければならない。そこで、会計上も税法上も、ヘッジ取引の有効性を確認することを目的として、取引の開始後にヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関につき、一定の範囲に収まっているかを判定することを求めている。

もともと、ヘッジ対象とヘッジ手段（商品デリバティブ）の主要な条件（基礎数値の種類、取引量、期間等）が一致している場合には、ヘッジ会計の適用に際して有効性判定を省略することも可能とされている<sup>32</sup>。但し、商品デリバティブを活用した場合のヘッジ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の主

<sup>30</sup> 金融商品会計実務指針 145。

<sup>31</sup> 法人税法施行規則 27 条の 8。

<sup>32</sup> 金融商品会計実務指針 158。

要な条件を厳密に一致させることは容易でないことから、監査法人が省略規定の適用を認めることに消極的であり、多くの場合は原則通り有効性判定を行わざるを得ないとの声も有識者から聞かれた。

## ①会計

会計上、ヘッジ取引を開始した後、ヘッジの有効性を継続的に（最低でも6ヶ月に1度）確認することが求められている<sup>33</sup>。有効性の判定方法には、(a)比率分析による方法と、(b)回帰分析による方法とが理論上存在している。但し、金融商品会計実務指針においては、事後的な有効性判定に回帰分析を用いることは基本的に想定されていないことに注意が必要である。

### (i)比率分析による方法

有効性の確認にあたっては、原則として例えばヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローに係る変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローに係る変動の累計との比較を行い（比率分析）、両者の変動額の比率が概ね80～125%の範囲内であれば、有効性が認められるとされている<sup>34</sup>。類型別に有効性判定の方法を整理すると、以下の通りである。

---

<sup>33</sup> 金融商品会計実務指針 146。

<sup>34</sup> 金融商品会計実務指針 156。

【比率分析による有効性判定の方法】

(a) 相場変動を相殺するヘッジ取引につき、繰延ヘッジを行う場合

$$\text{有効性割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{有効性判定時のデリバティブに係る損益} \\ \text{(ヘッジ手段であるデリバティブの時価変動累計額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{ヘッジ対象資産の時価の変動額} \\ \text{(ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの累計額)} \end{array}}$$

(b) キャッシュ・フローを固定するヘッジ取引につき、繰延ヘッジを行う場合

$$\text{有効性割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{有効性判定時のデリバティブに係る損益} \\ \text{(ヘッジ手段であるデリバティブの時価変動累計額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{ヘッジ対象となるキャッシュフローの変動額} \\ \text{(ヘッジ取引開始時算定額と有効性判定時算定額の差額)} \end{array}}$$

(c) 時価ヘッジを行う場合

$$\text{有効性割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{有効性判定時のデリバティブに係る損益} \\ \text{(ヘッジ手段であるデリバティブの時価変動累計額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{ヘッジ対象資産の時価の変動額} \\ \text{(ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの累計額)} \end{array}}$$

(出所) 金融商品会計実務指針等の規定を基に作成。

例えば、ヘッジ手段であるデリバティブの損失額が 80 であり、ヘッジ対象である現物の利益額が 100 である場合には、相殺の程度は 100 分の 80 (80%) と測定されることとなる。また、ヘッジ手段であるデリバティブの利益額が 100 であり、ヘッジ対象である現物の利益額が 80 である場合には、相殺の程度は 80 分の 1000 (125%) と測定されることとなる。これらの場合、いずれも 80%~125% という基準を満たしていることから、ヘッジ手段及びヘッジ対象との間に高い相関性が認められるため、ヘッジ取引は有効なものと言える

35. 以下に示すのは、商品（現物）の価格変動リスクを先物取引によりヘッジする場合の例である。

**【商品の価格変動リスクを先物取引によりヘッジする場合の例】**

事業者 X は、ある商品を一定量あたり 101 円で 10 億円分購入した。これと同時に、価格変動リスクのヘッジ目的で、当該商品の先物につき 10 億円の売建取引を行った。当該商品の現物市場と先物市場の相場価格は以下の通りであった。

	(現物市場)	(先物市場)
(10 月 1 日)	101 円	100 円
(12 月 31 日)	97 円	95 円
(3 月 31 日)	90 円	88 円

この場合における先物の時価変動額、現物の時価変動額、両者の累積比率を示すと、以下の通りである。

	(先物時価変動額)	(現物時価変動額)	(累積比率)
(12 月 31 日)	50 百万円	40 百万円	125%
(3 月 31 日)	<u>70 百万円</u>	<u>70 百万円</u>	
	120 百万円	110 百万円	109%

上で示した通り、12 月 31 日時点及び 3 月 31 日時点のいずれにおいても、基準となる 80%~125% の範囲に累積比率が収まっていることから、上記のヘッジ取引は有効なものと判断されることになる。

(出所) 各種資料を基に作成。

35 オプションの場合についてはやや特殊な方法が求められており、予め定めているヘッジ方針に従って、①オプション価格の変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する方法又は②オプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する方法のいずれかにより有効性の判定を行うこととされている（金融商品会計実務指針 156）。

## (ii) 回帰分析による方法

前述の通り現行制度上、事後的な有効性判定の方法としては比率分析が予定されているが、ヘッジの有効性を判定するための方法としては、各々の変数に対する過去の実績を調査し、他の変数に基づいてもう一方の変数の期待値を計算すると共に、変数間の関係を確立することで、2 つの変数（この場合、ヘッジ手段の損益及びヘッジ対象の損益）の間に統計的な重要性が存在するかを判定する方法も理論上あり得る（回帰分析）<sup>36</sup>。

比率分析を利用する場合に比べ、回帰分析を利用するとより有効なヘッジ関係を確立できると言われている<sup>37</sup>。しかし、会計基準上、比率分析とは異なり具体的な基準（決定係数がどの範囲であればヘッジが有効であると評価できるかという基準であり、例えば決定係数が 0.8 以上であれば一般に有効なヘッジと考えられる等）が示されていない上、統計的な解釈や専門的知識を必要とするため、現状ではあまり採用されていないとの指摘がある<sup>38</sup>。

## ②税制

税法においても、原則として期末時（但し、期末時にヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が決済されていない場合のみ）及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の決済時（但し、決済を行った事業年度の終了時点においてヘッジ対象が未決済の場合のみ）に、有効性判定を行うことが求められている。有効性判定の方法は、前述の比率分析によることとされており、類型毎の算式は会計の場合と同様に、(a)相場変動を相殺するヘッジ取引につき、繰延ヘッジを行う場合<sup>39</sup>、(b) キャッシュ・フローを固定するヘッジ取引につき、繰延ヘッジを行う場合<sup>40</sup>、(c) 時価ヘッジを行う場合<sup>41</sup>に分かれている。

有効性が認められる基準は会計と同様に 80%～125%となっており、具体的な適用についても、基本的に会計の場合と同様である。なお、回帰分析による方法については、特に規定が置かれていない。

<sup>36</sup> 回帰分析の具体的な適用方法については、萩=長谷川・前掲注 4、93-98 頁が紹介を行っている。

<sup>37</sup> 萩=長谷川・前掲注 4、93 頁。

<sup>38</sup> 萩=長谷川・前掲注 4、93 頁。

<sup>39</sup> 法人税法施行令第 121 条の 2 第一号。

<sup>40</sup> 法人税法施行令第 121 条の 2 第二号。

<sup>41</sup> 法人税法施行令第 121 条の 8。

### (3) 損益の繰延処理

#### ①会計

会計においては、ヘッジ取引の有効性が認められ、ヘッジ会計の適用要件を満たしている限り、ヘッジ対象の損益が認識されるまでヘッジ手段（デリバティブ）の損益を認識せず、繰延を行った上で、繰延ヘッジ損益を「純資産の部」に記載することが可能であり、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益を同一の会計期間に認識することが認められている<sup>42</sup>。具体的な例を示すと以下の通りである。

#### 【繰延処理による会計処理の例】

事業者 X は、以下の条件による商品スワップ取引を行った。（単位：円）

- ・ 契約日：21X0年1月1日
- ・ 対象資産：原油等
- ・ 期間：1年
- ・ 交換条件：固定額を受取、一定の指標に基づく支払
- ・ 交換期日：毎月末

純受取額の推移は、以下の通りである。

第1回（20X0年1月末）	△25
第2回（20X0年2月末）	△20
第3回（20X0年3月末）	△15
第4回（20X0年4月末）	△10
第5回（20X0年5月末）	△5
第6回（20X0年6月末）	5
第7回（20X0年7月末）	10
第8回（20X0年8月末）	15
第9回（20X0年9月末）	20
第10回（20X0年10月末）	25
第11回（20X0年11月末）	30
第12回（20X0年12月末）	35

また、商品スワップの20X0年3月末の時価は、100（評価益）であった。

<sup>42</sup> 金融商品会計基準32。

以上を踏まえた繰延処理は、以下の通りとなる。

・20X0年1月1日（スワップ契約の締結日）：

仕訳なし。 ※スワップの時価はゼロ。

・20X0年3月31日（決算日）：

スワップ 100 / 繰延ヘッジ損益 60

繰延税金負債 40

スワップを時価評価し、評価差額（ $100 - 0 = 100$ ）を繰り延べる。

※法定実効税率は40%と想定する。

・20X0年4月1日：

繰延ヘッジ損益 60 / スワップ 100

繰延税金負債 40

期首振戻仕訳を行う。

（出所）各種資料を基に作成。

但し、ヘッジ会計の要件が満たされなくなった場合には、ヘッジ会計の要件が満たされていた期間におけるデリバティブの損益を、ヘッジ対象の損益が認識されるまで繰り延べることも規定されている<sup>43</sup>。

## ②税制

税制においても会計と同様の処理が認められており、期末までにヘッジ対象の譲渡がなされておらず、かつヘッジ取引が有効であると考えられる場合には、ヘッジ手段（デリバティブ）の損益の内、ヘッジとして有効と認められる部分の金額を、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入しないことが認められている<sup>44</sup>。

<sup>43</sup> 金融商品会計基準 33。

<sup>44</sup> 法人税法第 61 条の 6。

# 第2章 金融デリバティブに係る 会計及び税制との比較

---

第1章においては商品デリバティブに係る現行の会計基準及び税制につき整理を行った。これと対比する形で、第2章においては金融デリバティブに係る会計及び税制について整理を行う。また、金融デリバティブにのみ認められている簡便な処理方法についても整理を行う。

## 第1節 現行制度における取り扱い

本節では、現行の会計制度及び税制において、金融デリバティブに対してどのような取り扱いがなされているのかについて、商品デリバティブの場合との差異を中心としながら整理を行う。

### 1. 金融デリバティブの意義

金融デリバティブとは、金融商品（株式、債券、為替、金利等）を基礎数値とするデリバティブをいう<sup>45</sup>。金融デリバティブと商品デリバティブの差異は基礎数値のみであり、その他の特徴や機能については基本的に両方で共通となっている。

---

<sup>45</sup> デリバティブの定義については、第1章第2節1を参照。

## 2. 金融デリバティブに係る原則的処理

会計においても税制においても、原則として期末時点で時価評価を行い、適切に処理することが求められている点は、商品デリバティブの場合と同様である。

会計においては、期末にデリバティブに係る時価評価を行った上で当期の利益として計上することが必要である<sup>46</sup>。

また、税制においては、期末に未決済であるデリバティブについて「みなし決済」が義務付けられることも商品デリバティブの場合と同様である。これにより、原則として保有しているデリバティブについて、期末時点で決済した者として見做され、損益を算出した上で損金又は益金に算入する必要がある<sup>47</sup>。

## 3. 金融デリバティブに係る例外的処理（ヘッジ会計）

### （1）金融デリバティブを活用したヘッジ取引の場合のヘッジ会計の方法

金融デリバティブの場合も、ヘッジ取引に係る処理について会計実態を適切に反映するための特例処理（ヘッジ会計）が認められている点は、商品デリバティブの場合と同様である。

そして、ヘッジ会計の方法として、①ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ対象の損益が認識される時点まで損益認識を遅らせることにより、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの期間に認識する方法（繰延ヘッジ）が原則とされていることも商品デリバティブの場合と共通している。

しかし、金融デリバティブを活用したヘッジ取引の内、ヘッジ対象が「その他有価証券」である場合には、例外的に②ヘッジ手段の損益を発生時に認識すると共に、同一の期間にヘッジ対象の損益も認識する方法（時価ヘッジ）を採用することができる<sup>48</sup>。このように、ヘッジ対象が「その他有価証券」である場合にのみ例外的に②時価ヘッジを採用することができるのは、

---

<sup>46</sup> 金融商品会計基準 4。

<sup>47</sup> 法人税法第 61 条の 5 第 1 項。

<sup>48</sup> 金融商品会計実務指針 185。

この場合だけがヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動を損益として反映できると考えられることによる。

## (2) ヘッジ会計の適用方法

ヘッジ会計を適用するための要件として、(a) 取引開始前に求められる要件(事前要件)と、(b) 取引開始後に求められる要件(事後要件)が存在している点は、商品デリバティブを活用したヘッジ取引の場合と基本的に同一である<sup>49</sup>。

## (3) ヘッジ会計処理

金融デリバティブを活用したヘッジ取引の場合も、繰延処理を選択した場合は、会計においても税務においても商品デリバティブの場合と同様の処理方法となる<sup>50</sup>。

一方、「その他有価証券」に係るヘッジ取引につき時価ヘッジを選択する場合は、異なる処理方法が予定されている。時価ヘッジを選択した場合、ヘッジ手段の損益を繰り延べず、当期の損益として認識すると同時に、ヘッジ対象の損益を同一会計期間に認識することとされている<sup>51</sup>。具体的な会計処理の例を示すと以下の通りである。

### 【時価ヘッジによる会計処理の例】

事業者 X は、以下の条件による債券先物取引を行った。(単位：円)

- ・ 約定日：20X1年2月1日
- ・ 対象資産：国債(額面は10,000、取得価額は10,000)
- ・ 先物の額面：10,000
- ・ 限月：20X1年5月31日
- ・ 売建価額：額面100につき111
- ・ 対象資産の売却：額面100につき97で売却(20X1年4月30日)
- ・ 先物の決済：反対売買(額面100につき107.5)による差金決済(20X1年4月30日)

<sup>49</sup> ヘッジ会計の適用要件については、第1章第2節3(2)参照。

<sup>50</sup> 繰延処理によるヘッジ会計の適用については、第1章第2節3(3)参照。

<sup>51</sup> 金融商品会計実務指針160。

なお、20X1年度の決算日における国債の時価は、額面100につき97.5であり、債券先物価格（限月20X1年5月31日）は額面100につき109であった。

また、20X1年4月30日における債権先物価格（限月20X1年5月31日）は額面100につき107.5であった。

以上を踏まえた時価ヘッジ処理は、以下の通りとなる。

- ・20X1年2月1日（先物の約定日）：

仕訳なし。 ※先物の時価はゼロ。

- ・20X1年3月31日（決算日）：

有価証券評価損 250 / その他有価証券 250

債券先物 200 / 債券先物評価益 200

- ・20X1年4月1日

その他有価証券 250 / 有価証券評価損 250

債券先物評価益 200 / 債券先物 200

期首振戻仕訳を行う。

- ・20X1年4月30日（先物の決済日 国債売却日）

現預金 9,700 / その他有価証券 10,000

有価証券売却損 300

現預金 350 / 債券先物決済益 350

（出所）各種資料を基に作成。

## 【補論】金融機関におけるヘッジ会計の取り扱い

これまで述べてきたヘッジ会計の方法は全ての事業者に適用されるものであるが、金融機関に関しては特別な取り扱いがなされることがある。

金融商品会計基準において、多数の金融資産や金融負債を保有している金融機関では各々の相場変動等によるリスクの減殺効果をヘッジ手段・ヘッジ対象に区分してとらえることが困難あるいは妥当でない場合があることが強調され、このような場合にはリスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手段を用いていると認められる限り、同会計基準の趣旨を踏まえて当該方法による処理を行うことが可能とされている<sup>52</sup>。

例えば、銀行業については「業種別監査委員会報告第 24 号（銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い）」（2002 年）に基づき、銀行業に固有の事情に合わせた例外的な取り扱いが定められている。銀行業においては、小口且つ多数の金銭債権・金銭債務を保有していることが通常であるため、個々の金銭債権・金銭債務から生じるキャッシュフローを個別に検証することが容易でない場合がある。このような事情を踏まえ、銀行業に限ってはヘッジ手段とヘッジ対象の金利変動要素の相関関係によってヘッジの有効性に係る評価を行っている場合、事後要件としての有効性判定においても回帰分析による判定が可能とされている<sup>53</sup>。これらの点で、一般の事業会社の場合とは大きく異なる取り扱いとなっている。

---

<sup>52</sup> 金融商品会計基準 99。

<sup>53</sup> 業種別監査委員会報告第 24 号 2(5)。

## 第2節 簡便な処理方法

本節においては、現行制度において認められている、一定の金融デリバティブを用いたヘッジ取引に係る簡便な処理方法について整理を行う。

### 1. 金利スワップに係る特例処理

金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書において、金利スワップの想定元本や利息の受払条件（利率、利息の受払日等）、契約期間がヘッジ対象資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、両者を一体として実質的に変換された条件による債権又は債務と考え、金利スワップの評価差額を繰り延べる処理に代えて、当該金利スワップに係る金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することも認められる旨が述べられている<sup>54</sup>。

もっとも、このような取り扱いはデリバティブに係る時価評価の考え方からはあくまで例外的なものであることから、以下のような厳格な要件を満たすことが要求されている<sup>55</sup>。

---

<sup>54</sup> 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」六 4(3)。

<sup>55</sup> 金融商品会計実務指針 178。

### 【金利スワップに係る特例処理の要件】

- ①金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致している（差異が5%以内である）こと
- ②金利スワップと対象資産又は負債の契約期間及び満期がほぼ一致していること
- ③対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが、金利スワップで受け払いされる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること
- ④金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること
- ⑤金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること
- ⑥金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャッシュフローが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること

(出所) 金融商品会計実務指針を基に作成。

## 2. 為替予約等に係る振当処理

「会計制度委員会報告第4号（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針）」（外貨建取引等実務指針）においては、ヘッジ会計の要件を満たし為替予約等により円貨でのキャッシュフローが固定されている場合には、特別な処理方法として「振当処理」を適用することが可能となっている。ここでいう「振当処理」とは、為替予約や通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプションにより円貨でのキャッシュフローが固定されている場合に、当該円貨額により金銭債権・金銭債務を換算し、時価者為替相場との差額を期間配分する方法を言う<sup>56</sup>。

<sup>56</sup> 外貨建取引等実務指針3。

# 第3章 デリバティブに係る会計 及び税制の実態

---

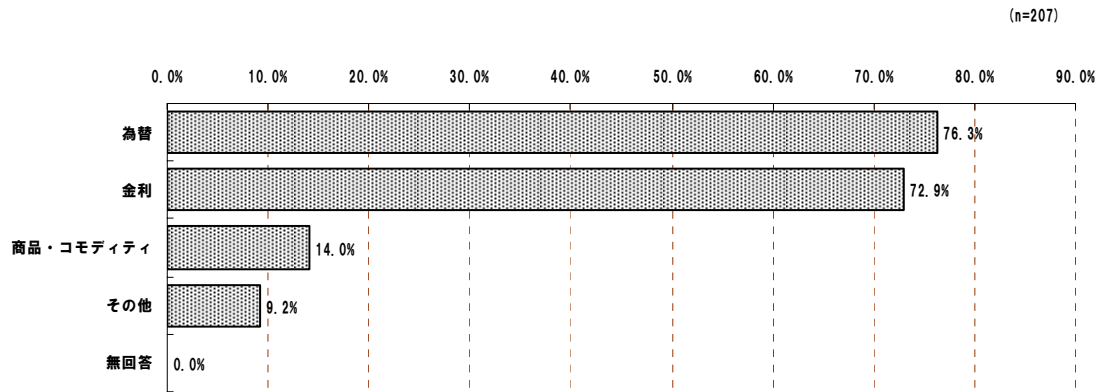
第3章では、デリバティブに係る会計及び税制の実態について、ヒアリング調査及びアンケート調査を踏まえて整理を行う。まず、ヘッジ会計・税制の適用実態について整理を行った後、デリバティブ一般に関して問題となる点を整理し、続いて商品デリバティブに固有の問題を整理する。

## 第1節 ヘッジ会計・税制の適用実態

### 1. ヘッジ取引の活用実態

上場企業約1,200社（但し、サービス業、不動産業等を除く）を対象としたアンケートによれば、回答があった企業（207社）の内の多くがリスク管理規程においてリスク管理の対象を定めている。特に為替については約76%の企業（158社）が、金利については約73%の企業（151社）がリスク管理対象としており、割合が高くなっている。また、商品（コモディティ）については14%の企業（13社）がリスク管理対象としていることが分かる。

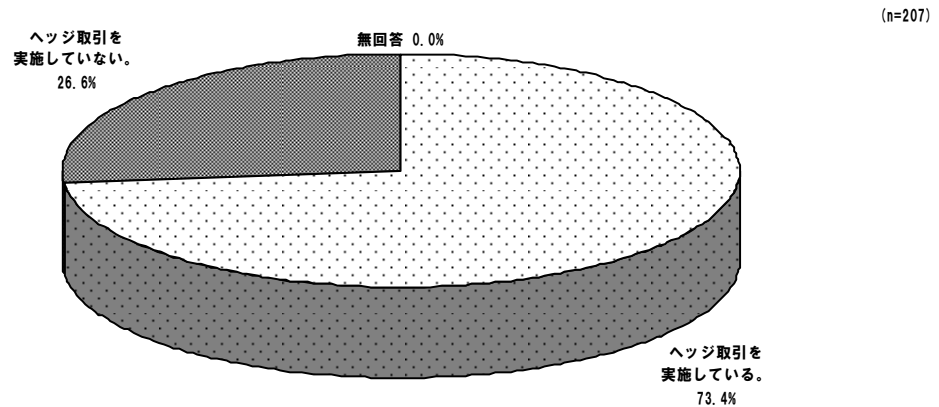
### 【リスク管理規程上のリスク管理対象】



なお、「その他」として回答があったものとしては、有価証券（3社）、株式（5社）、債券（1社）、天候（2社）等が挙げられている。

また、リスク管理の手段として、実際にリスク管理対象に係るヘッジ取引を行っている企業は約73%（152社）に上っており、リスク管理対象を定めている事業者の大半がヘッジ取引を行っていることが窺える。

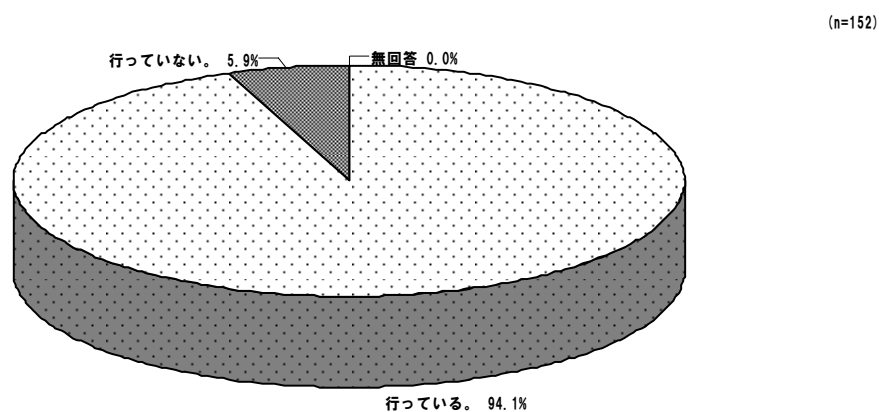
### 【ヘッジ取引の実施の有無】



## 2. ヘッジ会計・税制の適用割合

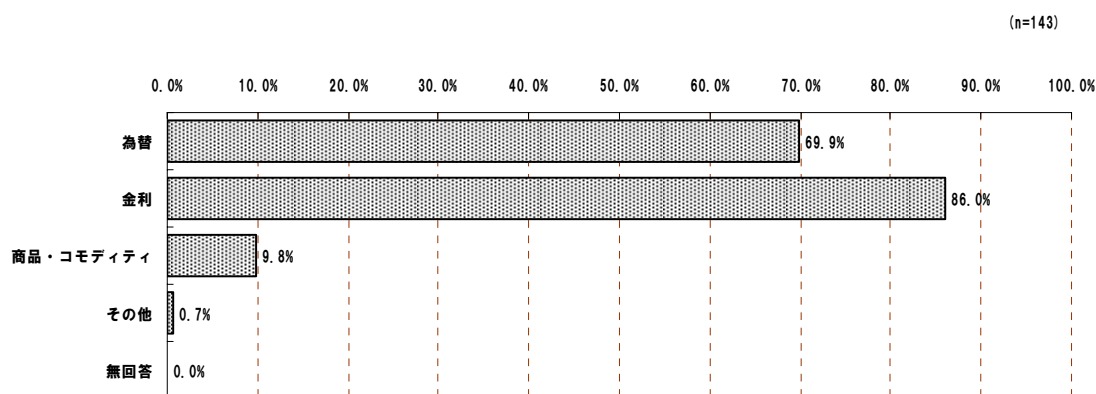
前述のように回答企業の内約73%（152社）がヘッジ取引を行っているが、当該取引につきヘッジ会計処理を適用するか否かについては企業の判断に委ねられている。アンケート調査によれば、ヘッジ取引を行っている事業者（152社）の内、ヘッジ会計の適用を行っている事業者が約94%（143社）に上っており、殆どの事業者がヘッジ会計の適用を行っていることが明らかとなっている。

【ヘッジ会計の適用の有無】



ヘッジ会計の適用を行っていると回答した企業（152社）の内、為替に係るデリバティブにヘッジ会計を適用している企業が約7割（100社）、同じく金利に係るデリバティブについては約9割（123社）、商品デリバティブについては約1割（14社）となっている。

### 【ヘッジ会計の適用を行っているヘッジ取引の対象】



商品に係るヘッジ取引の内、ヘッジ会計及びヘッジ税制を適用して処理を行ったヘッジ取引の割合を見ると、15社中12社が9割以上と回答している。

### 【ヘッジ会計・税制を適用したヘッジ取引（商品）の割合】

n=15

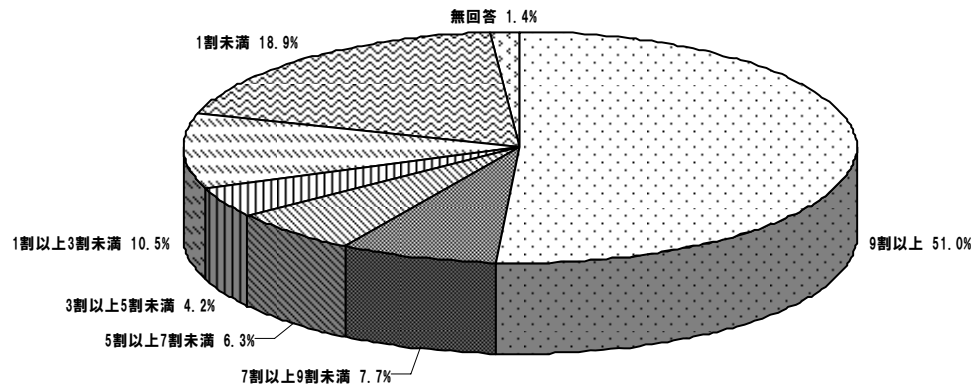
	選択肢	回答企業数
①	9割以上	12
②	7割以上9割未満	2
③	5割以上7割未満	0
④	3割以上5割未満	0
⑤	1割以上3割未満	1
⑥	1割未満	0

なお、商品に係るヘッジ取引にヘッジ会計税制を適用して処理を行ったヘッジ取引の割合が高い傾向となっている理由に関しては、「商品デリバティブを行う場合には、予めヘッジ会計の適用が可能と見込まれる取引に限定している」という趣旨の声が聞かれている。また、有識者からも「社会的実体があり、それが会計制度に反映されるというのが本来の姿であるが、現状ではこれが逆転してしまっている」との指摘があった。

一方、金融商品に係るヘッジ取引のうち、ヘッジ会計及びヘッジ税制を適用して処理を行ったヘッジ取引の割合を見ると、9割以上と回答している企業は約半数である。

【ヘッジ会計・税制を適用したヘッジ取引（金融商品）の割合】

(n=143)



なお、インタビュー調査においては、金融商品に係るヘッジ取引を行う場合にも、ヘッジ会計処理が可能なものを中心としているとの声があった一方、ヘッジ会計処理をせずに原則通り時価評価を行っているとの声もあった。この点、有識者から「どのような取引をヘッジ会計処理の対象とするかという判断と、どのようなリスク管理が妥当であるかという判断とが分離してしまっている」との指摘があった。

## 第2節 デリバティブ一般に係る課題

### 1. ヘッジ会計の適用に係る課題の認識

商品デリバティブを活用したヘッジ取引を行う場合に、現行のヘッジ会計・ヘッジ税制の適用条件に関する問題がないかを尋ねる質問において、15社中9社が「会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない」と回答している。この点については、「そもそも事業者においては、デリバティブに係る会計や税務について課題があるということ自体にあまり注意が向けられていないのではないか」とする有識者の声が聞かれたところであり、実態として必ずしも問題がないという訳ではなく、会計や税務に係る課題が一般に認識されていないのが現状である可能性が高い。

一方、4社が「会計処理について問題が生じる可能性がある」、2社が「会計処理、税務処理につき、いずれも問題が生じる可能性がある」と回答しており、一部の事業者においては会計や税務に係る問題が既に認識されていることが窺える。

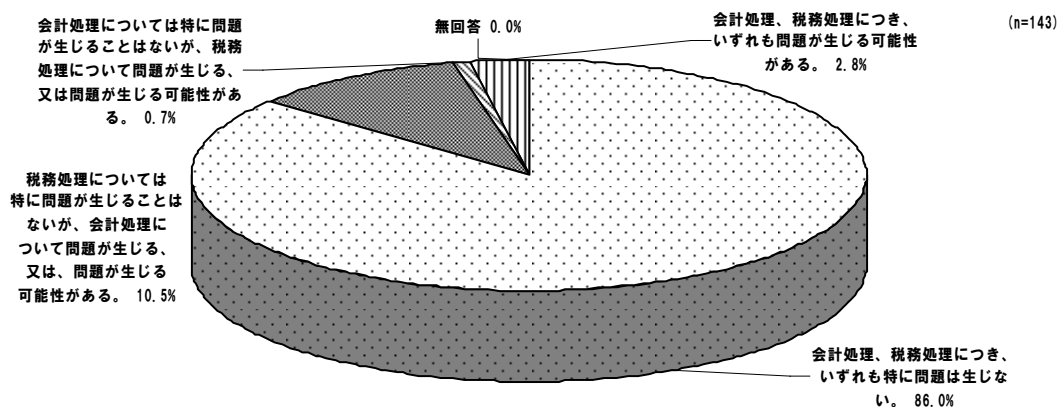
【現行のヘッジ会計・税制の適用条件（商品の場合）に関する問題の有無】

n=15

	選択肢	回答企業数
①	会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない。	9
②	税務処理については特に問題が生じることはないが、会計処理について問題が生じる、又は、問題が生じる可能性がある。	4
③	会計処理については特に問題が生じることはないが、税務処理について問題が生じる、又は問題が生じる可能性がある。	0
④	会計処理、税務処理につき、いずれも問題が生じる可能性がある。	2

一方、金融デリバティブを活用したヘッジ取引を行っている企業（143社）に対して、現行のヘッジ会計・ヘッジ税制の適用条件に関する問題がないかを尋ねる質問において、86%の企業（123社）が「会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない」と回答しているが、一部の企業は「問題が生じる可能性がある」と回答している。

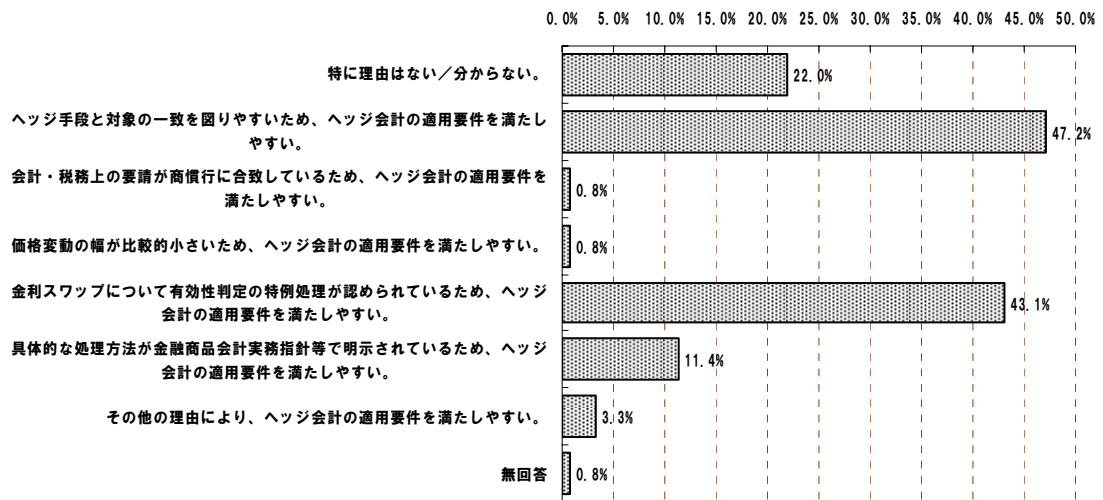
【現行のヘッジ会計・税制の適用条件（金融商品の場合）に関する問題の有無】



なお、「会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない」と回答した企業（123社）に対して、当該回答の要因を尋ねるアンケート調査（複数回答）では、全体の約47%の企業（58社）が「ヘッジ手段と対象の一致を図りやすいため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすいため」とし、全体の約43%の企業（53社）が「金利スワップについて有効性判定の特例処理が認められているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすいため」とし、約11%の企業（14社）が「具体的な処理方法が金融商品会計実務指針等で明示されているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすいため」と回答している。なお、この点について「現行の金融商品会計実務指針においては金融デリバティブの処理の例示が多く掲載されているが、コモディティについては殆ど無い」ことが有識者から指摘されており、このことがヘッジ会計の適用の容易さに影響している可能性がある。

## 【ヘッジ会計・税制の適用要件を満たすことが容易である理由】

(n=123)



また、インタビュー調査においては、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理といった簡便な処理が存在していることにより、有効性判定を行う必要がなくなっているとの指摘がなされている。

## 【金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理】

- 金利スワップの特例処理については、全取引の8割程度に適用している。(事業者)
- 事業者の声を聞く限り、そもそもヘッジ取引に係る有効性判定を行うことについて拒否感があるように感じている。これは、当該判定の結果、有効性が否定されてしまった場合、P/Lにデリバティブの損益が反映されてしまうことになるからである。従って、事業者としては何とか有効性判定を省略したいと考えることが多いのであるが、金利スワップのように特例処理(有効性判定が不要となる処理)が認められている取引がある一方で、コモディティに係るヘッジ取引については省略を行うことは容易でない。(有識者)
- 為替や金利に係るヘッジ取引については簡便な処理が認められるため法人税法上の有効性判断の方法がそれほど問題になる可能性はないものの、コモディティに係るヘッジ取引についてはこのような処理が認められていないため、問題が生じることが十分にあり得る。(有識者)

この他、ヘッジ主体が金融機関の場合に限られるが、有効性判定の方法として回帰分析の方法を採用することや、いわゆる「マクロヘッジ」（個別の資産・負債をヘッジするのみならず、包括的にリスクを管理する方法）が可能とされている点についても指摘がなされている。

#### 【金融機関における有効性判定の方法】

- 銀行については金融商品会計実務指針とは別に「業種別監査委員会報告第 24 号（銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い）」によってヘッジ会計の方法が示され、この中で事後の有効性判定の方法としても回帰分析の方法を採用することが可能と明確に規定されており（同報告 2 (5)）、一般の事業会社がヘッジ取引を行う場合とは異なる取り扱いがなされている。そもそも、銀行の場合、預金の引き出し等が認められるためヘッジ対象が他律的に入れ替わることが避けられない（「オープンポートフォリオ」）ため、このような事情を考慮する結果、比率分析ではなく回帰分析による方法の方が適していると考えられている。（有識者）
- 法人税法上の有効性判断の方法の問題は、金融機関では殆ど問題にならないと考えられる。なぜならば、金融機関では「マクロヘッジ」（個別の資産・負債をヘッジするのみならず、包括的にリスクを管理する方法）を採用することが通常であり、予め税務上の問題が生じないようにしているからである（コモディティに係るデリバティブは、そもそも取引量が圧倒的に少ない）。（有識者）

## 2. ヘッジ会計の適用要件に係る課題

インタビュー調査においては、様々なヘッジ会計の課題が挙げられたが、最も多く聞かれたのはヘッジ会計の適用要件に関する課題である。

### (1) ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係

会計上、事前要件の一つとして、ヘッジ対象とヘッジ手段（デリバティブ）との対応関係の確認が必要となっていることは前述のとおりである。

インタビュー調査においては、実際の運用においてはこの点であまりに厳格な要求がなされることがあるとの声が聞かれた。特に、実質的にはヘッジ効果が見込まれるにも拘らず、形式的に対応関係が評価され、ヘッジ会計の要件を満たさないと判断されてしまうことがある点につき、問題視する声が挙がっている。

#### 【ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係に係る課題】

- 金融デリバティブの場合にもヘッジ対象と手段の対応関係を厳格に認定され、経済実態としてはヘッジ効果がある場合であっても会計処理上はヘッジ会計の適用が認められない場面がある。例えば、本来は  $TIBOR + \alpha$  でヘッジしたいものの実際には LIBOR を用いざるを得ない、長期プライムレート連動ローンに関して LIBOR でヘッジを掛けることができない、オプションを活用したヘッジの場合、対象にオプションがなければ有効性が認められない傾向にある等の問題があり得る。(有識者)
- ヘッジ取引を行う事業者にとっては、利益を最大化するという見地からヘッジの対象と手段の全体をポートフォリオとして捉えたいと考えるのが当然であろうが、会計上はあくまで個々の取引につき把握することが避けられず、ポートフォリオとして捉えることはない。というのは、会計の考え方からは個々の取引に注目しなければそもそものように評価を行い、処理するのかが明らかとならないからである(もちろん、全ての資産・負債を時価評価するのであればこの問題は生じないのかもしれないが、現在のところそのような議論にまでは至っていない)。(有識者)

## (2) 予定取引に係るヘッジの課題

予定取引（契約は確定していないものの主要な取引条件が合理的に予測可能であり、取引が実行される可能性が極めて高い取引）についてもヘッジの対象とすることが可能となっており、会計基準上は特に期間の制限も設けられていない。

しかし、実際には「金融商品会計 Q&A」で示された包括的為替予約に係る例（3年とするもの）を他の取引にも反映することにより、主に期間の点で制約を受ける場合があるとの指摘がある。また、かつては長期に亘る予定取引にヘッジ会計が適用できていたにも拘らず、近年は認められる期間が1年までと大幅に短くなっているとの声が挙げられている。

### 【予定取引に係るヘッジの課題】

- 以前は石油製品に関して、長期（例えば10年）に亘る予定取引に係るヘッジ取引を行い、ヘッジ会計を適用している時期があったが、現在は3年以内に制限されている。この3年という期間は「金融商品会計 Q&A」に包括的為替予約に係る例示（事業計画の期間を反映したもの）があることを反映したものである。（事業者）
- 実際に日本国内の顧客企業の声として、ヘッジ会計が適用できないために、ヘッジ取引を行っていないという声は多い。ヘッジ会計の適用については、監査法人ないし会計士次第の部分もあり、例えばヘッジ期間について5年間という期間を認めていたにもかかわらず、近年になって急に1年しか認めないといってくるようなケースもあるようである。（事業者）

## (3) ヘッジの有効性の判定方法に係る課題

ヘッジの有効性判定方法に係る課題についても多くの声が聞かれた。

まず、現行会計制度では、事後要件としての有効性判定において原則として比率分析による方法が想定されており、回帰分析の利用はできないとされているが、これを問題視する声があった。例えば、回帰分析による判定方法が認められれば、従来よりも事業者がヘッジ会計の適用に目を向ける場面が拡大する可能性があるとの指摘がなされた。もっとも、この点に関しては、必ずしも肯定的でない見解もあり、あくまで実績値を判断基準とする現行制度の在り方に合理性を認める声も有識者から聞かれた。

また、どこまで過去のデータに遡った評価を行うことができるか等、有効性判定の方法に必ずしも詳細が明らかとなっていない点があり、この点でヘッジ会計適用の際に負担が生じているとの指摘もあった。

#### 【ヘッジの有効性判定の方法】

- 有効性判定についても、過去の実績データに基づく比率分析の方法は広く受け入れられているのに対して、将来の予測が困難であるという理由で回帰分析の方法は認められないことが多い。(事業者)
- ヘッジ会計の要件が厳しいため、ヘッジ取引を十分に活用できない場面は少なくないと思われる。例えば、有効性判定の方法として、比率分析の他に、回帰分析（現在のところ監査法人は消極的）を用いることが出来れば、少なくともヘッジ取引に目を向けさせる効果はあるように感じている（但し、具体的な活用場面はあまり想定されていない）。(事業者)
- 有効性判定の方法としては、比率分析による方法と回帰分析による方法とがあり得るが、現在のところ日本では多くの場合、比率分析の方法が用いられることが多い。これは、回帰分析の方法については、事前の有効性判定においては用いることが可能とされている（金融商品会計実務指針314）ものの、事後の有効性判定の方法としては想定されていない（金融商品会計実務指針323）ことによる。なお、このような取扱は、過去の実績を考慮できる点で比率分析の方が望ましいとの考え方による。(有識者)
- ヘッジ会計を適用する上で最も困難に感じている点は、有効性判定を行う際にどこまで過去のデータに遡った評価を行うことができるか明確でないということである。(事業者)

### 3. 会計の在り方等についての課題

会計の在り方について、問題意識を有する事業者も少なくない。具体的には、会計と税法との間に乖離が見られるという点や、実務慣行と会計上の要請との間に乖離が見られるといった点が挙げられている。

会計と税法との乖離については、前述の大手石油元売業者が税務当局から否認を受けた事例を念頭に、税務上否認を受ける可能性があることに懸念を抱いているとの意見やヘッジの目的を十分に踏まえた法の解釈・運用を望むとの意見があったが、多くの場合は税務上の問題が顕在化しているまでには至っていないようである。

なお、実際には、ヘッジ会計処理に関して監査法人からの承認を得られる限り、税務上も特段の考慮をする必要はないと考えているとの声が多く、会計と税法との間に乖離があるという点について認識が持たれていないことが少なくないようである。

#### 【会計と税法との乖離について】

- 大手石油元売業者の審判事例に現れている、会計と税法とで有効性判定の基礎に差異がある点については、現在では当社では特に問題となっていない。しかし、以前は問題になる可能性が論じられたことがあり、課題として認識している。(事業者)
- 税務についての課題については、特に認識していない。そもそも、会計処理が妥当であれば税務処理についても問題がないという扱いが通常であり、会計と税務を分けて考える機会はそれほど多くないように思われる。(事業者)
- 商品デリバティブの税務処理について、税法の規定自体に関して問題となると認識しているのは大手石油元売業者の事案で問題となった論点程度であり、他には特に認識を持っていない。(事業者)
- 当社では監査法人が認めている限り、税務処理も含めて適切な処理を行ったものとしている(例えば有効性判定の基礎は取引全体の期間としている)が、大手石油元売業者の事案に見られるように、有効性判定に関して担当者が判断に困ることもあると思われる。従って、事業者にとって参考となるヘッジ会計の事例集が存在していれば有意義であると考えている。(事業者)
- 大手石油元売業者の税務処理が否認を受けた事案については詳細を必ずしも把握していないが、審判で示されたように会計と税務とで有効性判定の基礎

に差異があると評価されてしまうのであれば、事業者にとってはヘッジ取引が使いにくいものとなってしまふ懸念がある。税務当局には事業者がヘッジ取引を行う目的を十分に理解してもらった上で法の解釈・適用を行ってもらいたいと考えている。(事業者)

また、実務慣行と会計上の要請との乖離についても問題視する声が聞かれた。例えば、会計上、必ずしも経済実態に合わない処理が強制されてしまふことを懸念する声があった。

#### 【実務慣行と会計上の要請との乖離について】

○現行のヘッジ会計の要件については、必ずしも経済実態に合わない処理が強制されてしまふ部分があり、事業者のヘッジ行動を阻害する可能性もあると感じている。今後は、会計界においても事業者におけるヘッジの実態を十分に踏まえた政策を検討してもらいたいと考えている。(事業者)

## 4. ヘッジ会計の運用上の課題

ヘッジ会計の適用を行う場合の運用上の課題についても様々な意見が聞かれた。多くの場合、ヘッジ会計適用のために必要な人員や事務負担が企業にとって問題視されているようである。例えば、各種の文書化を行わなければならない点が大きな負担となっているとの声があった他、そもそも大手事業者においてさえも有効性判定を行うためのマンパワーやノウハウが必ずしも十分でないのが現状であるとの意見もあった。

#### 【ヘッジ会計に係る運用上の課題】

- 有効性判定の頻度は4半期に1回であり、判定行為自体にはそれほどの負担を感じていないが、文書化を行う必要がある点では負担が大きいと感じている。(事業者)
- 以前ヘッジ会計を多く適用していた頃には、監査法人に提出する証票等の準備に大きな負担があったと聞いている。しかも、取引担当者としてはヘッジをかけたがために本来は利益を得られた場面でそれを逃すという結果になること

が大きな懸念材料となる上、ヘッジ効果に対して必要なコストが見合わないと感じられることも少なくなかったようである。(事業者)

- 有効性判定を4半期毎に行っているが、マンパワーやノウハウが必ずしも十分でない(現在のところ各部に1~3名程度しか人員が置かれていない)ことから、大きな負担を感じている。(事業者)

## 第3節 商品デリバティブに特有の課題

### 1. ヘッジ会計の適用に係る課題

インタビュー調査においては、商品デリバティブを活用したヘッジ取引にヘッジ会計を適用することが容易でないとの声が聞かれたが、ヘッジ会計の適用に関連する課題としては主に(1)ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係に係る課題、(2)ヘッジの有効性判定に係る課題の2点が挙げられた。

#### (1) ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係に係る課題

商品デリバティブを活用したヘッジ取引の場合に問題となる点として、ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係の要求が挙げられている。例えば、石油製品のヘッジを念頭に油種の異なる商品間でのヘッジにつき対応関係が否定される場合があることや、ヘッジ対象の商品によってはヘッジに活用できるマーケットが存在していないこと等が挙げられている。

### 【ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係に係る課題】

- ヘッジ対象と手段の紐付けについては、繊維や穀物の場合に比べ、エネルギー製品の場合に特に問題になると感じている。一般に油種が異なる場合であっても2つの製品の価格変動の間に高い相関性（例えば90%以上）が認められることは多く、少なくとも会計基準上はこのような場合もヘッジ会計の適用が排除されていないと考えられるが、このような取引についてはヘッジ手段と対象の油種が異なるという理由によって、米国の会計士から紐付けの要件が満たされないと判断されてしまうことが通常である（例えば当社ではWTI 現物を扱っていないため、WTI 先物を利用できないこととなる）。従って、営業担当者としては別の製品のデリバティブを活用してヘッジを掛けることが戦略上有意義であると考えていても、会計上のルールによってこのような取引が制限を受けるということになってしまっている。（事業者）
- ヘッジ手段と対象との対応関係の要件については、事前に調査をした上で監査法人に相談を行っていることから、問題が生じることは殆どない。もっとも、以前から行っていたLPGをナフサでヘッジするという方法（実際にはヘッジ効果があり、コストメリットに基づいて仕入れる商品を選択していた）につき、厳密な対応関係がないとして認められないと評価されたことがある。（事業者）
- コモディティに係るヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用する割合が極めて低くなっているのが現状である。この背景には、デリバティブと現物の価格が連動しない場合があることや両者の紐付けが必ずしも容易でない（そもそもポートフォリオでヘッジ効果を考えており、会計上のルールに合わせて恣意的な取引を行うことに違和感を持っている）という事情がある。（事業者）
- 商品に係るヘッジ取引に関して、監査法人とのやりとりの中で問題とされることが多いのは、「ヘッジ手段であるデリバティブがそもそもキャッシュフローの固定化に結びつくものであるか」という点である。この観点から、例えば諸外国の事業者が活用している「3-way」と呼ばれる手法（複数のオプションを組み合わせるストラテジー取引の一種）や、プレミアムを安くするために時間を遅らせて取引するデリバティブの利用に事実上、制約を受けている。このように柔軟なヘッジ戦略を選択することが困難である状況は非常にストレスフルであり、改善が望まれる。（事業者）
- ヘッジ取引を行う商品は少なくない（鉄鉱石、石炭、原油、天然ガス、銅等）が、現状ではヘッジ会計を適用している取引は殆どない。この背景には、商品毎にポートフォリオとしてリスク管理を行っているためヘッジ会計の要件をそもそも満たさないという理由の他に、商品毎の事情も存在している。例えば鉄鉱石や石炭等についてはヘッジに活用できるマーケットが存在していない。（事業者）

## (2) ヘッジの有効性判定に係る課題

ヘッジの有効性判定に係る課題についても声が聞かれている。例えば、商品デリバティブの場合、価格の変動が大きく有効性が認められないことが多いといった声が聞かれた。

### 【ヘッジの有効性判定に係る課題】

- 商品デリバティブについては全てヘッジ会計の適用対象としているものの、実際には価格の変動が大きく、有効性が認められないため、殆どが繰延できない（繰延できるのは数%程度）というのが実態である。（事業者）
- コモディティの中でも、原油や石油製品に係るヘッジ取引については大部分が有効性を満たすと考えられるが、例えば油種の異なる製品間でヘッジを行う場合（ナフサを原油でヘッジする場合）のように、有効性判定の結果、有効性を満たさなくなることが多い取引もある。一方、金融デリバティブについては手段と対象が基本的に一致することから、このような問題は生じにくい。（事業者）

## 2. 会計の在り方についての課題

インタビュー調査において商品デリバティブを活用したヘッジ取引にヘッジ会計を適用することが容易でないとの声が聞かれたのは前述のとおりであるが、実務慣行と会計上の要請との乖離の問題が特に顕在化することが多い点が必要の一つとなっているとの声が聞かれている。

例えば、監査法人が商品に商品（コモディティ）の取引実態について詳細を適切に把握しておらず、商品の取引実態に適した会計処理の要件を構築出来ていないのではないかと声が聞かれた他、石油製品の仕入れを念頭に、石油製品の精製や輸送に係る事故が発生し得るという商品取引に固有の事情により、会計上の要請が満たせなくなる場面があるとの指摘があった。

### 【実務慣行と会計上の要請との乖離について】

- 監査法人の対応を見る限り、商品（コモディティ）の取引実態については詳細を適切に把握していない可能性がある。このような事情から、商品の取引実態に適した会計処理の要件を詰め切れておらず、ヘッジ会計の要件を年々厳格化すること（特に事前の書類の整備や捺印をエビデンスとして要求する等）に繋がってしまっているのではないかと感じている。（事業者）
- そもそも監査法人はヘッジ取引の合理性について説明を要求することがあるが、その際に諸外国の実態を理解しないままに日本国内の商習慣に基づいて論議されてしまうと、事業者の競争力を大きく阻害する要因にもなりうると感じている。（事業者）
- 石油製品の仕入れにおいて問題となるのは、石油製品の精製や輸送に係る事故が発生し得ることである。典型的には輸送船が予定通りに運行できなくなることが挙げられるが、この他にも直近の事例としてある製油所が操業停止になってしまった事例（電力会社の変電設備に不具合が生じたことが要因となった）がある。（事業者）

# 第4章 諸外国における会計及び 税制との比較

---

第4章においては、国際会計基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）の見直しの動向に留意しつつ、イギリス（後に詳述する通りIFRSが採用されている）及びアメリカにおける会計基準と我が国の会計基準との比較を行うと共に、イギリス及びアメリカにおける税制と我が国の税制との比較を行う。

## 第1節 諸外国の会計基準との比較

### 1. 近年の会計を巡る国際的動向

欧州連合（European Union：EU）においては、域内における市場の透明性を向上させることを目的として「目論見書指令（Prospectus Directive, 2003/71/EC）」及び「透明性指令（Transparency Directive, Directive 2004/109/EC）」が2005年に採択され、各国において国内法化が促されることとなったが、これら欧州委員会指令（Directives）が国際会計基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）を用いた法定開示を要請したことで、EUにおいてはIFRSに基づく財務報告が一般に定着することとなった。

また、2009年以降、両指令によりEU加盟各国の取引所に株式を上場したり、EU域内で債券を発行したりしている場合には、EU加盟国以外の第三国（日本、米国等）の企業に対しても、IFRS又はこれと同等（equivalent）な会計基準の使用が義務付けられることとなった。そして、その後IFRSと米国会計

基準（US-GAAP）及び日本の会計基準との間で差異の調整が必要となった点についてコンバージェンス（収斂）が進められることになったことは記憶に新しい。

また、コンバージェンスを推進する作業の中で、次第にアドプシヨンの議論（米国及び日本国内においても、上場企業が連結決算を行う場合に、IFRSによる法定開示を求めるという考え方）が有力となっている。例えば、米国においては証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）が国内の上場企業に対するIFRSの適用に関するロードマップ案を公表するという動きが見られたが、これは従来のコンバージェンスというアプローチからIFRSのアドプシヨンというアプローチへの転換の表れと評価することができる。一方、米国におけるアドプシヨンの議論の高まりを受けて、2009年には日本においてもIFRSの適用に関するロードマップが公表されるに至った。

## 2. 国際会計基準（IFRS）

### （1）IFRSの概要

#### ①IFRSの意義

国際会計基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）とは、欧州を中心として100カ国以上で採用されている会計基準である。「国際会計基準」という言葉は本来、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee : IASC）により公表された会計基準である「国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）」を指すが、一般に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB、IASCの後身）により公表されている会計基準である国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）や、それらの解釈指針をも含めた総称として用いられることも多い。

IFRSの特徴として、いわゆる「原則主義」（Principle Base、プリンシプル・ベース）の考え方が採用されていることが挙げられる。これは主にイギリスで発展してきた考え方であり、会計の原則を明確にした上で、当該原則の例外となる会計処理を認めないというものである。

原則主義の下では、アメリカや日本の会計基準が採用する「細則主義」(後述)とは対照的に、会計処理の妥当性を判断するための具体的な判断基準(典型的には数値基準等)や処理方法が示されることは少なくなる。従って、財務諸表を作成する企業自らが会計原則に従って自社の会計処理の妥当性を判断し、ステークホルダー(株主等)に対して説明する必要が生じることとなる。その結果、細則主義に従った場合に比べて財務諸表開示の注記事項が充実することが自然であると考えられる<sup>57</sup>。

## ②IFRS を構成する基準書等

IFRS は、基準書(会計基準)のみならず、各種の解釈指針等が組み合わさって機能しているため、ここでそれらを文書の性質毎に整理を行っておくのが有益であろう。以下で示す IFRS は①会計基準(基準書)、②解釈指針によって構成されているが、この他に③その他の各種文書(公開草案や論点整理文書等)もより妥当な基準を形成する上で重要な役割を果たしている。

### 【IFRS を構成する基準書等】

#### <会計基準>

- 国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards : IFRS)  
: 国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board : IASB)により公表されている会計基準である。
- 国際会計基準(International Accounting Standards : IAS)  
: 国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee : IASC、IASB の前身)により公表された会計基準である。今後は IFRS として公表されるため、新たな IAS が公表されることはないものの、これまでの内容は原則として有効性を保持している。

<sup>57</sup> なお、原則主義に対しては恣意的な会計処理が行われないかという懸念を抱かれることがあるものの、実際にはこのような問題が生じる可能性はそれほど高くないようである。これまでに、この点を検証するため、会計実務家を2つのグループに分けた上で、原則主義(原則のみを提示する)又は細則主義(詳細なルールを与える)のいずれかにより、同じ事例に対する会計上の判断を求めるという試みがなされたことがあるが、結果的には細則を与えられた者の方が細則上の文言解釈に重点を置き、その解釈を具体例に都合よく当てはめる傾向が見られ、原則を与えられた者に比べて判断に際が生じることが多かったとされる(安井肇「プリンシプル・ベースの時代」金融財政事情第60巻第25号(2009年)3頁)。従って、この検証の結果からは、具体的な基準を設ける細則主義の方が、抽象的な原則を示す原則主義に比べて恣意的な会計処理を許容してしまう可能性が高いとさえ言える。

< 解釈指針 >

○ 国際財務報告解釈指針委員会による指針 (International Financial Reporting Interpretations Committee : IFRIC)

: 国際財務報告解釈指針委員会により公表される解釈指針である。

○ 解釈指針 (Standing Interpretations Committee : SIC)

: 解釈指針委員会 (IFRIC の前身) により公表される解釈指針である。今後は IFRIC として公表されるため、新たな SIC が公表されることはないものの、これまでの内容は原則として有効性を保持している。

< その他 >

○ 公開草案 (Exposure Draft : ED)

: IFRS として最終的に会計基準として成立する直前に IASB から公表される草案である。

○ 論点整理文書 (Discussion Paper : DP)

: ED が公表される前の段階で IASB から公表される文書である。

○ 指針草案 (Draft Interpretations : DI)

: 新たな解釈指針として公表される前の段階で国際財務報告解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee : IFRIC) から公表される草案である。

(出所) 各種資料を基に作成。

また、IFRS は複数の基準書の総体として機能していることから、ここではその全体像を示すために、現在有効となっている基準書 (IAS 及び IFRS) を整理する。

まず、現在でも有効性を保っている IAS としては、以下が挙げられる。IFRS として置き換えられる等の理由で廃止されているもの少なくないが、大部分が改正を加えられながらも有効性を保持している。

【現在有効となっている基準書 (IAS)】

- 財務諸表の表示 (IAS 第 1 号)
- 棚卸資産 (IAS 第 2 号)
- キャッシュフロー計算書 (IAS 第 7 号)
- 会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬 (IAS 第 8 号)
- 後発的事象 (IAS 第 10 号)
- 工事契約 (IAS 第 11 号)
- 法人所得税 (IAS 第 12 号)
- 有形固定資産 (IAS 第 16 号)
- リース (IAS 第 17 号)
- 収益 (IAS 第 18 号)
- 従業員給付 (IAS 第 19 号)
- 政府補助金の会計処理及び政府補助の開示 (IAS 第 20 号)
- 外国為替レート変動の影響 (IAS 第 21 号)
- 借入費用 (IAS 第 23 号)
- 関連当事者に関する開示 (IAS 第 24 号)
- 退職給付制度の会計処理及び報告 (IAS 第 26 号)
- 連結及び個別財務諸表 (IAS 第 27 号)
- 関連会社に対する投資 (IAS 第 28 号)
- インフレ経済下における財務報告 (IAS 第 29 号)
- ジョイントベンチャーに対する持分保有 (IAS 第 31 号)
- 金融商品：表示 (IAS 第 32 号)
- 1株当たりの利益 (IAS 第 33 号)
- 期中財務報告 (IAS 第 34 号)
- 資産の減損 (IAS 第 36 号)
- 引当金、偶発的債務及び偶発的資産 (IAS 第 37 号)
- 無形資産 (IAS 第 38 号)
- 金融商品：認識及び測定 (IAS 第 39 号)
- 投資不動産 (IAS 第 40 号)
- 農業 (IAS 第 41 号)

(出所) 各種資料を基に作成。

次に、現在有効となっている IFRS としては、以下が挙げられる。数は少ないものの、時代の進展により妥当でなくなった内容を修正したり、新たに必要となった考え方を導入したりするという重要な役割を果たしている。

#### 【現在有効となっている基準書 (IFRS)】

- IFRS の初度適用 (IFRS 第 1 号)
- 株式報酬 (IFRS 第 2 号)
- 企業結合 (IFRS 第 3 号)
- 保険契約 (IFRS 第 4 号)
- 売却目的保有の非流動性資産及び廃止事業 (IFRS 第 5 号)
- 鉱物資源の探査及び評価 (IFRS 第 6 号)
- 金融商品：開示 (IFRS 第 7 号)
- 事業セグメント (IFRS 第 8 号)

(出所) 各種資料を基に作成。

#### (2) デリバティブの原則的処理

IFRS におけるデリバティブについて、概念レベルで整理を行うと、①その価値が基礎変数（コモディティ価格、金利、為替相場等）の変動に応じて変動すること、②当初の純投資が不要であるか、市場要因の変動に対する反応が類似する契約について必要な金額よりも小さいこと、③将来の一定期日に決済されること、のいずれをも満たすものを言うとしている<sup>58</sup>。表現の上で多少の差異はあるものの、実質的には日本の会計基準におけるデリバティブの定義と殆ど異ならないと考えられる。

---

<sup>58</sup> IAS 39.9.

**【デリバティブの要件に係る日本基準と IFRS の比較】**

	日本基準	IFRS
デリバティブの要件	①基礎数値が含まれ、かつ想定元本か決済金額の一方又は双方が含まれていること ②当初純投資が不要である、又は市況の変動に類似の反応を示す他の契約と比較して、当初純投資を殆ど必要としないこと ③契約条項により純額（差金）決済が要求又は容認され、契約外の手段で純額決済を容易に行うことができ、又は資産の引渡しを定めている場合でもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置くこと	①その価値が基礎変数の変動に応じて変動すること ②当初の純投資が不要であるか、市場要因の変動に対する反応が類似する契約について必要な金額よりも小さいこと ③将来の一定期日に決済されること

(出所) 金融商品会計基準及び IFRS の規定を基に作成。

デリバティブに該当する場合、原則として公正価値（時価）で認識されると共に、公正価値の変動は当期の損益に計上されることとなっており<sup>59</sup>、基本的には日本と同様の処理方法が想定されている。

**【デリバティブの原則的処理に係る日本基準と IFRS の比較】**

	日本基準	IFRS
デリバティブの原則的処理	①公正価値（時価）で認識される ②公正価値（時価）の変動は当期の損益に計上される（実質的に同じ内容となっている）	

(出所) 金融商品会計基準及び IFRS の規定を基に作成。

<sup>59</sup> IAS 39.57.

### (3) ヘッジ会計

IFRS においても、日本の金融商品会計基準と同様、ヘッジ取引につき特例的な処理を可能とするヘッジ会計が認められている。日本基準と共通する内容も多いが、いくつかの点で差異が見られる。

#### (a) 適用要件

##### ① 事前要件

IFRS は、事前要件として、ヘッジ取引の開始時点にヘッジ指定やヘッジに関する有効性評価<sup>60</sup>、文書化を行うことが求められている。文書化に際しては、ヘッジ手段であるデリバティブやヘッジ対象、ヘッジ対象リスクの性質、リスクマネジメントの目的、ヘッジ戦略等を記載することが要求される<sup>61</sup>。

なお、IFRS における事前要件は、日本基準と一部異なるものとなっている。日本基準では、内部規定の整備や内部統制組織の構築を前提として、多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難である場合、文書化を必ずしも行う必要がないとされているのに対し、IFRS においては常に文書化が要求されているのである。

#### 【ヘッジ会計の事前要件に係る日本基準と IFRS の比較】

	日本基準	IFRS
ヘッジ指定	必要	必要
有効性評価	必要	必要
文書化	必要 但し、内部規定の整備や内部統制組織の構築を前提として、多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難である場合には 不要	必要

(出所) 金融商品会計基準及び IFRS の規定を基に作成。

<sup>60</sup> IAS 39.88(b).

<sup>61</sup> IAS 39.88(a).

## ②事後要件

IFRSにおいても、ヘッジ取引を開始した後、ヘッジの有効性を継続的に確認することが求められている<sup>62</sup>。有効性の判定方法として比率分析を用いるべきか回帰分析を用いるべきであるかについては明示されていないが、ヘッジが「極めて有効であること」が求められており、実務上はISAで言及されている<sup>63</sup>比率分析による方法（手段と対象の変動額の比率が80～125%の範囲にあるかを判定するもの）を用いることが多いとされる。もっとも、ヘッジが「極めて有効であること」を検証する手段はこれに限られるものではなく、回帰分析による方法も用いられることがあると言われている<sup>64</sup>。

なお、事後要件についても、日本基準と一部異なる点が存在している。日本基準ではヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件（期間、取引量等）が同一である場合には有効性判定を省略することができることとされているのに対し、IFRSではこのような省略を行うことは認められていない。

また、日本基準では金利スワップに係る特例処理が認められているが、IFRSにおいてはこれを許容する規定が置かれていない。

### 【ヘッジ会計の事後要件に係る日本基準とIFRSの比較】

	日本基準	IFRS
有効性判定	必要	必要
有効性判定の省略	ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件(期間、取引量等)が同一である場合に可能	不可
金利スワップに係る特例処理	可能	不可

(出所) 金融商品会計基準及びIFRSの規定を基に作成。

<sup>62</sup> IAS 38.88(e).

<sup>63</sup> IAS 39.88(b).

<sup>64</sup> 新日本有限責任監査法人編『完全比較 国際会計基準と日本基準』（LexiosNexis、2009年）620頁。

## (b) ヘッジ会計処理

IFRS においても、ヘッジ手段と対象の損益の認識時期を合わせるための処理が想定されているものの、繰延処理を原則とする日本基準とは大幅に異なる処理となっている。

なお、IFRS においては、ヘッジは主に(i)「公正価格ヘッジ」と(ii)「キャッシュフローヘッジ」に分かれる。ヘッジの種類により、会計処理の方法は異なることになる。

(i)「公正価値ヘッジ」とは、既に認識済の資産・負債の公正価値 (Fair Value) の変動に対するエクスポージャーの内、特定のリスクに起因し、損益に影響し得るものに対するヘッジを言う。例えば、原油在庫をヘッジすることを目的として行う原油先物契約等が挙げられる。

公正価値ヘッジに係るヘッジ手段の利得・損失は、ヘッジが有効である場合、ヘッジ対象リスクの変動に基づき、ヘッジ対象の簿価が会計上も修正されることにより相殺されることとなる。また、ヘッジ手段の価値の変動額がヘッジ対象の修正額と異なる場合には、当該差額は自動的に非有効部分として損益に反映されることになる。

一方、(ii)「キャッシュフローヘッジ」とは、既に認識済の資産・負債に関連する特定のリスク、又は発生可能性が非常に高い予定取引に起因するキャッシュフローの変動エクスポージャーの内、損益に影響し得るものに対するヘッジを言う。例えば、発生の可能性が非常に高い原油の購入取引をヘッジすることを目的として行う為替予約等が挙げられる。

キャッシュフローヘッジに係るヘッジ手段の利得・損失は、それがヘッジ対象の予想キャッシュフローの変動よりも小さい限り、その他包括利益として認識し、資本の部の独立項目として計上される。一方、ヘッジ手段の利得・損失は、それがヘッジ対象の予想キャッシュフローの変動よりも大きい限り、当該ヘッジの非有効部分を損益として計上しなければならない。

【ヘッジ会計処理に係る日本基準と IFRS の比較】

	日本基準	IFRS
処理方法	<p>繰延処理（原則）                      但し、「その他有価証券」に係る                      ヘッジ取引の場合にのみ                      時価ヘッジが可能</p>	<p>&lt;公正価値ヘッジ&gt;                      ヘッジが有効である場合、ヘッジ                      対象リスクの変動に基づき、ヘッ                      ジ対象の簿価が会計上も修正され                      ることにより相殺される（差額は                      自動的に非有効部分として損益に                      反映される）</p> <p>&lt;キャッシュフローヘッジ&gt;                      ヘッジ手段の利得・損失は、それ                      がヘッジ対象の予想キャッシュフ                      ローの変動よりも小さい限り、そ                      の他包括利益として認識し、資本                      の部の独立項目として計上される                      （非有効部分は損益として計上）</p>

（出所）金融商品会計基準及び IFRS の規定を基に作成。

## 【補論】ヘッジ会計に係る公開草案

2010年12月、「ヘッジ会計（Hedge Accounting）」と題する公開草案（Exposure draft, ED/2010/13）が公表された<sup>65</sup>。上記公開草案は、現行の「金融商品：認識及び測定」（IAS第39号）を「金融商品：保有区分及び測定」（IFRS第9号）に置き換えることを目的としている。

ヘッジ会計の枠組みの変更のための取組みの背景には、財務諸表の利用者及び作成者から、現行のヘッジ会計が複雑であり、企業のリスク管理行動の内実やこれによるリスク管理の有効性が必ずしも適切に反映されていないとの批判がある、とされる<sup>66</sup>。また、上記公開草案による提案内容が確定した場合、(a)ヘッジ会計とリスク管理との関係がより強固となり、財務諸表の利用者にとって現状よりも有益な情報がもたらされること、(b)事業者のリスク管理目的に基づいたヘッジ会計のアプローチが確立されること、(c)現行のヘッジ会計の枠組みに見られる不備を改善すること、の3点が期待されるとされている<sup>67</sup>。

公開草案において提案されている内容は多岐に亘っているが、事業者にとって特に影響が大きいと考えられるのは、ヘッジに係る有効性判定における定量基準を撤廃する方向性が示されている点である。公開草案の提案によれば、①ヘッジ有効性の判定の目的に合致していること、②偶然ではない相殺を達成することが予想されること、の2点が満たされる限り、ヘッジの有効性が認められることとなる<sup>68</sup>。

このような定量基準の撤廃の方向性に対しては、事業者が柔軟なヘッジ戦略を選択できる可能性が高まることを理由に肯定的に評価する声が聞かれた。

### 【定量基準の撤廃論に対する肯定的評価】

- IFRSにおいては有効性判定の基準の定量的基準は撤廃され、定性的な基準による判断が採用されるようである。これによれば、従来よりも有効性判定の要件が事実上緩和される可能性もある。（事業者）
- 昨年末に公開されたIFRSの公開草案においては、ヘッジの有効性判定に係る定量基準を撤廃する方向性が示されているが、これが実現した場合、事業者が

<sup>65</sup> ED/2010/13 (<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/05439229-8491-4A70-BF4A-714FEA872CAD/0/EDFIHedgeAcctDec10.pdf>) .

<sup>66</sup> ED/2010/13, IN2.

<sup>67</sup> ED/2010/13, IN3.

<sup>68</sup> ED/2010/13, 19.

選択し得る手段は拡大し、柔軟な戦略を取ることが可能になるのではないかと  
思われ、望ましい。(事業者)

○IFRS の公開草案においては有効性判定に関して定量基準を撤廃するという方  
向性が示されているようであるが、これは基本的には望ましいと考えている。  
現行の会計基準はルールベースであり、必ずしも現実の商慣行とそぐわない点  
もあったが、プリンシプルベースに基づいての判断がなされればヘッジ取引の  
活用場面が拡大する可能性はある。(事業者)

○昨年末に公表された IFRS の公開草案においては、ヘッジの有効性に係る有効  
性判定の定量基準を撤廃する方向性が示されているが、特にコモディティの場  
合に実態（現状を見ると、在庫に係るヘッジではなく将来の予定取引のヘッジ  
が大半）にあった要件とする可能性が生まれ、有益であるように思われる。(有  
識者)

一方、明確な基準が失われることにより、却って事業者にとってはヘッジ会  
計の適用が負担となる可能性があるとの指摘も見られた。

#### 【定量基準の撤廃論に対する否定的評価】

○昨年末に公開された IFRS の公開草案においては、ヘッジの有効性判定に係る  
定量基準を撤廃する方向性が示されているが、これが実現した場合、何をも  
ってヘッジが有効であったかを判断することが容易でなくなり、事業者にと  
ってはむしろ負担が増大してしまう懸念がある。(事業者)

○昨年末に公開された IFRS の公開草案においては、ヘッジの有効性判定に係る  
定量基準を撤廃する方向性が示されているが、これが実現した場合、事業者  
が選択し得る手段は拡大するのではないかと思われる。もっとも、柔軟な戦  
略を可能とする代わりに、開示の場面では従来よりも詳細な注釈を付すこと  
が要求されることとなり、この点で負担が増える懸念も抱いている。(事業者)

○昨年末に公表された IFRS の公開草案においては、ヘッジの有効性に係る有効  
性判定の定量基準を撤廃する方向性が示されているが、これでは企業の担当  
者が説明責任を負うことにもなり、リスクを積極的に取らなくなる可能性も  
あろう。やはり明確な基準が存在している方が、担当者にとっては安心感が  
あるのではないか。(有識者)

また、この他に税法と会計との乖離が生じてしまう可能性を指摘する声も聞かれた。

#### 【税法との乖離が生じる可能性】

- IFRS の公開草案において有効性判定の定量基準の撤廃論が示されているが、これが実現した場合、税務の在り方と会計の在り方に大きな乖離が生じるのではないかと懸念している。(有識者)
- 会計上、ヘッジの有効性に係る有効性判定の定量基準が撤廃されたとしても、税法においては公平性が重視されることから、客観的基準が設定されることになるのではないかと懸念している。(有識者)
- 近時公表された IFRS のヘッジ会計に係る公開草案においては、ヘッジ取引の有効性判定における定量的基準(80~125%)を撤廃し、定量的基準に置き換えるとの提案がなされているが、定量的基準のみでは税務上問題が生じることが予想される(課税の公平性を担保する必要から、厳格なルールが要請されるため)。(有識者)

### 3. 米国会計基準 (US-GAAP)

#### (1) 米国会計基準の概要

##### ①US-GAAP の意義

米国会計基準 (US Generally Accepted Accounting Principles : US-GAAP) とは、アメリカにおいて財務会計の方法として一般に妥当と認められる基準の総称である。米国内の証券取引所に上場するためには、US-GAAP に準拠した財務諸表を作成・公表する必要があるとされている。

US-GAAP の特徴として、いわゆる「細則主義」(Rule Base、ルール・ベース) の考え方が採用されていることが挙げられる。これは「原則主義」とは対照的に、会計処理に係るルールや基準を詳細な規定によって予め決めておくというものである。細則主義の下では、財務諸表を作成する企業は会計基準として示されたルールに従って財務諸表を作成することが必要となる。

##### ②US-GAAP を構成する基準書

従来、US-GAAP を構成する文書<sup>69</sup>は多数に上り、利用者にとっては調査コストが過大となり、かつ網羅性の確保が困難であるという問題が生じていた。しかし、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) が 2009 年 6 月に「会計基準再構築 (Accounting Standards Codification : ASC)」という新しい基準書を承認したことにより、従来の各種文書は 1 つの基準書として整理されることとなった。

---

<sup>69</sup> 例えば、FASB が公表した財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards : SFAS) や解釈指針 (FASB Interpretation)、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AICPA) が公表した意見書 (Statement of Financial Accounting Standards Position : SOP) 等が挙げられる。

### ③US-GAAP の構成

現行の US-GAAP の構成は次の通りとなっている。

#### 【US-GAAP の構成】

- (a) 表示
- (b) 財務諸表項目
  - ①資産
  - ②負債
  - ③資本
  - ④収益
  - ⑤費用
- (c) 広範な取引 ※デリバティブ及びヘッジを含む
- (d) 産業別

(出所) Accounting Standards Codification を基に作成。

### (2) デリバティブの原則的処理

US-GAAP におけるデリバティブについて、概念レベルで整理を行うと、①決済の金額が決定でき、決済が要求される基礎数値（コモディティ価格、金利、為替相場等）、想定元本と支払条項の双方又はいずれかを有すること、②初期の純投資が不要であるか、市場要因の変動に対する反応が類似する契約について必要な金額よりも小さいこと、③純額決済が予定されること等、のいずれをも満たすものを言うたされている。表現の上で多少の差異はあるものの、実質的には日本の会計基準におけるデリバティブの定義と殆ど異ならないと考えられる。

**【デリバティブの要件に係る日本基準と US-GAAP の比較】**

	日本基準	US-GAAP
デリバティブの要件	①基礎数値が含まれ、かつ想定元本か決済金額の一方又は双方が含まれていること ②当初純投資が不要である、又は市況の変動に類似の反応を示す他の契約と比較して、当初純投資を殆ど必要としないこと ③契約条項により純額（差金）決済が要求又は容認され、契約外の手段で純額決済を容易に行うことができ、又は資産の引渡しを定めている場合でもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置くこと	①決済の金額が決定でき、決済が要求される基礎数値、想定元本と支払条項の双方又はいずれかを有すること ②初期の純投資が不要であるか、市場要因の変動に対する反応が類似する契約について必要な金額よりも小さいこと ③純額決済が予定されること等

(出所) 金融商品会計基準及び ASC の規定を基に作成。

デリバティブに該当する場合、原則として公正価値（時価）で認識される<sup>70</sup>と共に、公正価値の変動は当期の損益に計上されることとなっており<sup>71</sup>、基本的には日本と同様の処理方法が想定されている。

**【デリバティブの原則的処理に係る日本基準と US-GAAP の比較】**

	日本基準	US-GAAP
デリバティブの原則的処理	①公正価値（時価）で認識される ②公正価値（時価）の変動は当期の損益に計上される （実質的に同じ処理となっている）	

(出所) 金融商品会計基準及び ASC の規定を基に作成。

<sup>70</sup> ASC 815-10-30-1.

<sup>71</sup> ASC 815-10-50-4A.

### (3) ヘッジ会計

US-GAAP においても、日本の金融商品会計基準と同様、ヘッジ取引につき特例的な処理を可能とするヘッジ会計が認められている。日本基準と共通する内容も多いが、いくつかの点で差異が見られる。

#### (a) 適用要件

##### ① 事前要件

US-GAAP は、事前要件として、ヘッジ取引の開始時点にヘッジ指定やヘッジに関する有効性評価<sup>72</sup>、文書化を行うことが求められている。文書化に際しては、リスク管理の目的及びヘッジ戦略を行う戦略（ヘッジ関係の説明、ヘッジ手段であるデリバティブやヘッジ対象、ヘッジ対象リスクの性質等の識別を含む）を記載することが要求される<sup>73</sup>。

なお、IFRS における事前要件は、日本基準と一部異なるものとなっている。日本基準では、内部規定の整備や内部統制組織の構築を前提として、多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難である場合、文書化を必ずしも行う必要がないとされているのに対し、US-GAAP においては常に文書化が要求されているのである。

#### 【ヘッジ会計の事前要件に係る日本基準と US-GAAP の比較】

	日本基準	US-GAAP
ヘッジ指定	必要	必要
有効性評価	必要	必要
文書化	必要 但し、内部規定の整備や内部統制組織の構築を前提として、多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難である場合には 不要	必要

(出所) 金融商品会計基準及び ASC の規定を基に作成。

<sup>72</sup> ASC 815-20-25-75.

<sup>73</sup> ASC 815-20-25-3.

## ②事後要件

US-GAAP においても、ヘッジ取引を開始した後、ヘッジの有効性を継続的に確認することが求められている<sup>74</sup>。有効性の評価方法としては、比率分析による方法（手段と対象の変動額の比率が 80～125%の範囲にあるかを判定するもの）と、回帰分析による方法とが並列的に挙げられている<sup>75</sup>。回帰分析による方法が挙げられている点は日本と同様であり、方法が明示されている点で IFRS とは異なっている。

なお、事後要件についても、日本基準と一部異なる点が存在している。日本基準ではヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件（期間、取引量等）が同一である場合には有効性判定を省略することができるとされているのに対し、US-GAAP では IFRS と同様にこのような省略を行うことは認められていない。

また、日本基準では金利スワップに係る特例処理が認められているが、US-GAAP においてもこれを許容する規定が置かれている<sup>76</sup>。

### 【ヘッジ会計の事後要件に係る日本基準と US-GAAP の比較】

	日本基準	US-GAAP
有効性判定	必要	必要
有効性判定の省略	ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件（期間、取引量等）が同一である場合に可能	不可
金利スワップに係る特例処理	可能	可能

（出所）金融商品会計基準及び ASC の規定を基に作成。

## (b) ヘッジ会計処理

US-GAAP においても、ヘッジ手段と対象の損益の認識時期を合わせるための処理が想定されているものの、繰延処理を原則とする日本基準とは大幅に異

<sup>74</sup> ASC 815-20-35-2.

<sup>75</sup> ASC 815-20-25-79.

<sup>76</sup> ASC 815-25-55-43.

なる処理となっている。一方、US-GAAP は IFRS における会計処理と類似していると指摘できる。

なお、US-GAAP においては、ヘッジは主に(i)「公正価格ヘッジ」と(ii)「キャッシュフローヘッジ」に分かれ、ヘッジの種類により会計処理の方法が異なる点は IFRS と同様である。

(i)公正価値ヘッジに係るヘッジ手段の利得・損失は、ヘッジが有効である場合、ヘッジ対象リスクの変動に基づき、ヘッジ対象の簿価が会計上も修正されることにより相殺されることとなる。また、ヘッジ手段の価値の変動額がヘッジ対象の修正額と異なる場合には、当該差額は自動的に非有効部分として損益に反映されることになる<sup>77</sup>。

一方、(ii)キャッシュフローヘッジに係るヘッジ手段の利得・損失は、それがヘッジ対象の予想キャッシュフローの変動よりも小さい限り、その他包括利益として認識し、資本の部の独立項目として計上される。一方、ヘッジ手段の利得・損失は、それがヘッジ対象の予想キャッシュフローの変動よりも大きい限り、当該ヘッジの非有効部分を損益として計上しなければならない<sup>78</sup>。

#### 【ヘッジ会計処理に係る日本基準と US-GAAP の比較】

	日本基準	US-GAAP
処理方法	繰延処理（原則） 但し、「その他有価証券」に係る ヘッジ取引の場合にのみ 時価ヘッジが可能	<p>&lt;公正価値ヘッジ&gt; ヘッジが有効である場合、ヘッジ対象リスクの変動に基づき、ヘッジ対象の簿価が会計上も修正されることにより相殺される（差額は自動的に非有効部分として損益に反映される）</p> <p>&lt;キャッシュフローヘッジ&gt; ヘッジ手段の利得・損失は、それがヘッジ対象の予想キャッシュフローの変動よりも小さい限り、その他包括利益として認識し、資本の部の独立項目として計上される（非有効部分は損益として計上）</p>

(出所) 金融商品会計基準及び ASC の規定を基に作成。

<sup>77</sup> ASC 815-25-35-1.

<sup>78</sup> ASC 815-30-35-3.

なお、監査法人の解釈が保守的であり、各種文書に例示された方法が過度に重視されている点については日本の場合と同様であるとの声が聞かれている。

#### 【監査法人の解釈の保守性】

○ヘッジ会計に関しては課題となっている点も少なくない。最も顕著なのは、会計基準の解釈があまりにも厳格すぎることである。米国では FASB の議論を踏まえて、文書 (SFAS) の中で例示がなされることが通例となっているが、本来はあくまで例示でしかないものを、あたかも限定列挙された適正な処理方法であるかのようにみなす傾向が監査法人に見られる。ヘッジ取引を行う場合、マーケットリスクを抑えたいという目的があり、そのためにヘッジを掛けるという経済実態があるにも拘らず、経済実態と必ずしも合わない会計処理を要求される場面が少なくない。この点でデリバティブ会計は非常に特殊なものであるとの印象を抱いている。これは、会計基準の規定内容自体というよりは、監査法人による運用上の問題であると考えている。(事業者)

## 第2節 諸外国の税制との比較

### 1. イギリスにおける税制

かつて、イギリスの税制においてもデリバティブが期末に時価評価され、評価益に課税がなされるという仕組みは取られていなかった。しかし、2002年に金融商品に対する課税のあり方を中心に改革を行うことを目的として、財政法(U.K. Finance Act 2002)が成立し、デリバティブに対する税制上の取扱いに変化が生じることとなった。すなわち、財政法においては、税務においても公正妥当と認められた会計慣行に基づく会計に従って課税所得の算定が行われなければならないとされ、会計と歩調を合わせたデリバティブの時価評価の仕組みが確立された。

その後、税法に係る幾度かの改正を経ているものの、デリバティブに対する課税の枠組みは維持されている。現在のイギリスにおいてデリバティブに係る課税の要件を定めているのは、2009年法人税法(Corporation Tax Act 2009: CTA)である。本法は、法人にのみ適用される法律であり、個人に適用されることは予定されていない。

CTAにおいては、デリバティブにつき、原則として期末時点で時価評価を行うことが要求されている<sup>79</sup>。この点においては、日本の法人税法と同様の規定となっている。

但し、ヘッジ取引については特例的な処理が認められており、ヘッジの有効性が認められるデリバティブの損益については、期末時点で認識する必要がないとされており<sup>80</sup>、ヘッジ手段であるデリバティブに係る損益がヘッジ対象に係る損益と異なる期間に認識されることを回避する仕組みとなっている。

---

<sup>79</sup> CTA § 600(2).

<sup>80</sup> CTA § 606(3).

## 2. アメリカにおける税制

アメリカにおいては、1986年に税制改正法（U.S. Tax Reform Act of 1986）が制定されて以降、デリバティブ課税のあり方の整備が進められてきた。現在、アメリカにおいてデリバティブに係る課税の要件を定めているのが、内国歳入法（Internal Revenue Code : IRC）である。本法は、個人・法人を問わず適用される連邦法である。

IRCにおいては、デリバティブにつき、原則として期末時点で時価評価を行うことが要求されている<sup>81</sup>。この点で日本の法人税法やイギリスの2009年法人税法と同様の規定となっている。

但し、ヘッジ取引については特例的な処理が認められており、ヘッジの有効性が認められるデリバティブの損益については、期末時点で認識する必要がないとされている。この点でイギリスの2009年法人税法と同様の規定となっており<sup>82</sup>、ヘッジ手段であるデリバティブに係る損益がヘッジ対象に係る損益と異なる期間に認識されることを回避する仕組みとなっている。

---

<sup>81</sup> IRC § 1256(a).

<sup>82</sup> IRC § 1256(e)(1).

# 第5章 課題の整理

---

第5章においては、前章までの内容を踏まえた上で、ヘッジ会計及び税制に係る課題の整理を行う。

## 第1節 企業行動と会計処理の関係

比較的多くの事業者から指摘されていた課題として、会計や税制上の要請が一因となり、本来合理的であると考えられる企業行動が阻害されてしまう場合があるという点が挙げられる。

### 【会計・税制による企業行動の阻害】

- そもそも、ヘッジ会計が取引に先行すべきではなく、企業の意思に基づいてなされる取引が先にあるべきと考えている。会計の要件が事業を行う上で合理的な取引を阻害している側面があり、この点は改善が必要と考えている。  
(事業者)
- 日本では原料を輸入して加工するという製品加工業が重要な役割を果たしているが、こうしたヘッジ取引を必要としている業界が会計や税制上の制約でヘッジ取引を行うことができないというのは残念である。(事業者)

また、この点に関連して、企業活動を財務諸表に適切に反映するためのものである会計制度が社会的実体に先行するという、本末転倒な状況に陥ってしまっているのではないかとの指摘を行う声も有識者から聞かれた。

### 【会計制度と社会的実体の逆転現象】

- 会計の在り方を社会科学の視点から見れば、社会的実体が先にあり、それが会計制度に反映されるというのが本来の姿であるが、現状ではこれが逆転してしまっている部分があるのではないか。このような現象が生じている背景には、世界的な時価会計の流れが日本にも影響を及ぼし、制度の変更が先行してしまっているという事情があると考えられる。(有識者)
- 会計の在り方が企業の活動を制約してしまっている場面は少なくないように思われる。例えば、外食産業においては特定の店舗が3年連続で赤字となった場合、減損損失の対象となることから、これを回避するために意図的に閉店してしまうという対応がなされる場合がある。これと同様のことがヘッジ会計の場合にも生じていることが予想されるが、会計制度が要因となってヘッジ取引の普及が阻害されているのであれば問題であると考えている。(有識者)

## 第2節 会計・税務に係る負担

事業者がヘッジ取引を行うことが出来ない要因の一つとして、会計や税務に係る負担が大きいという点が挙げられている<sup>83</sup>。

特に、金融商品会計実務指針において、商品デリバティブの会計処理の例示が殆ど掲載されていない点について、問題視する声が有識者から挙げられている。

### 【商品デリバティブに係る例示の不足】

- 現行の金融商品会計実務指針においては金融デリバティブの処理の例示が多く掲載されているが、コモディティについては殆ど無い。ヘッジ取引を普及させるためには、コモディティについての例示も充実させていく必要がある。(有識者)
- 現行の金融商品会計実務指針においては商品デリバティブに係る例示が殆ど記載されていないため、金融デリバティブの処理に合わざるをえない状況にある。しかし、商品デリバティブには特有の問題もあり、この点を適切に指針に反映することが望ましいのではないか。(有識者)
- 会計監査の担当者は自らの判断の正当性を説明するために、会計基準等に明示されている類似の取引についての規定を挙げるのが通常であり、例示された内容が個々の企業の会計処理の在り方に影響することは十分に考えられる。(有識者)

<sup>83</sup> 現行制度における具体的な論点については第3章参照。

一方、金融デリバティブについて見ると、具体的な例示が数多く設けられていることが分かる。以下はあくまで例であるが、商品デリバティブについてもこれに対応する例示が設けられることが望まれる。

#### 【金融デリバティブについての具体的例示】

- 変動利付借入金に金利スワップを使って金利を固定化するヘッジ（キャッシュフローを固定するヘッジ）の有効性判定の方法（Q&A53）  
：数値を挙げながら適用事例を解説
- 包括的長期為替予約の要件（Q&A55-2）  
：合理的な事業計画（3年程度）の存在を具体的に例示
- 金利スワップの特例処理の要件（Q&A58）  
：契約期間・満期日の一致（5%以内の差を容認）等を具体的に例示

また、有識者からは「現行の金融商品会計実務指針においては金融デリバティブの処理の例示が多く掲載されているが、コモディティについては殆ど無い。ヘッジ取引を普及させるためには、コモディティについての例示も充実させていく必要がある」との指摘もなされた。

この他、現行の会計制度においては金融デリバティブに係る簡便な処理方法が認められているが、IFRSの強制適用に伴いこれが認められなくなれば、事業者にとっての負担が増加するという課題も指摘された。

#### 【金融デリバティブに係る簡便な処理方法の廃止に対する意見】

- IFRSの強制適用の影響については検討を行っている最中であるが、為替予約や金利スワップにかかる簡便な処理が認められなくなれば、負担が増えることを懸念している。（事業者）
- 現時点でもIFRS強制適用後の課題を幾つか認識している。例えば、現行の会計基準では明記されている金利スワップの特例処理や通貨スワップの振当処理がIFRSでは明文で認められておらず、これらの取引による損益が財務諸表に反映されてしまう可能性がある。（事業者）
- IFRS上、金利スワップに係る特例処理は規定されていないようである（公開草案にも記載がない）。従って、IFRSの強制適用後は、当該特例処理はそもそもないものとして考えざるを得ず、従来融資に対応するデリバティブを行っていた場面において、例えばデリバティブ内包型ローンを活用して同様の経済効果を生じさせるようにする必要が生じるであろう。（事業者）

## 第3節 会計と税制の関係

原則として、デリバティブに係る会計と税制とは平仄を合わせる内容となっているのが建前であるが、実際には一部に異なる処理が予定されている箇所がある。これまでに問題が顕在化した事案として大手石油元売業者が行ったヘッジ取引の処理につき税務上否認を受けたことが挙げられる。この事案においては、有効性判定の基礎について、会計上の要件と形式的に文言を解釈した場合の税法上の要件とに差異があることが問題となった。

### 【有効性判定の基礎に係る会計と税法の乖離】

- 審判事例における基準によれば、キャッシュフローヘッジの場合に本来有効性が認められるにも拘らず有効性が否定されたり、その逆になったりすることが当然にありうる（有効性の有無はいわば偶然の結果に過ぎなくなる）。（有識者）
- 法人税法の規定を見る限り、有効性判定の在り方に関して時価ヘッジの場合を念頭においており、キャッシュフローヘッジの場合については十分に意識がなされていないのではないかと考えられる。（有識者）

なお、ヘッジ会計処理に関して監査法人からの承認を得られる限り、税務上も特段の考慮をする必要はないと考えているとの声が多く、会計と税法との間に乖離があるという点について認識が持たれていないことが少なくないようである点は前述のとおりであるが、デリバティブの処理につき会計と税法との間で異なる取り扱いがなされる可能性があることは否定できず、この点についての周知も必要となろう。

### 【税務に係る認識の不足】

○そもそも、監査法人は会計を重視する傾向にあるため、税務に力を入れることが少ない。従って、会計と税務の差異についてもあまり意識していない可能性がある（研究開発費の取り扱い等）。また、税務当局側にも問題があり、税務調査担当者が十分な知識を有していないことも少なくなく、問題を見逃していることが容易に予想される。この他、税務の慣習として結論の「落としどころ」を探る解決が志向されることが多いという点も、重要な点であると考えられる。（有識者）

以上

# 資料編 アンケート調査集計表

---

ここでは報告書の中で参照した「アンケート調査」について、調査概要及び集計表を資料として掲載した。なお、報告書中にアンケート調査の結果として掲載している図表含などについては、本資料編の集計データを基に作成したものである。

上場企業における商品デリバティブを活用したヘッジ取引の実態、会計上の課題、税制上の課題について把握を行うべく、東京証券取引所上場企業（1部、2部）1,154社を対象としたアンケート調査を実施した。

### 【アンケート調査実施要領】

調査対象：

東京証券取引所上場企業（1部、2部）から小売業、情報・通信、不動産業、サービス業を除く 1,154社

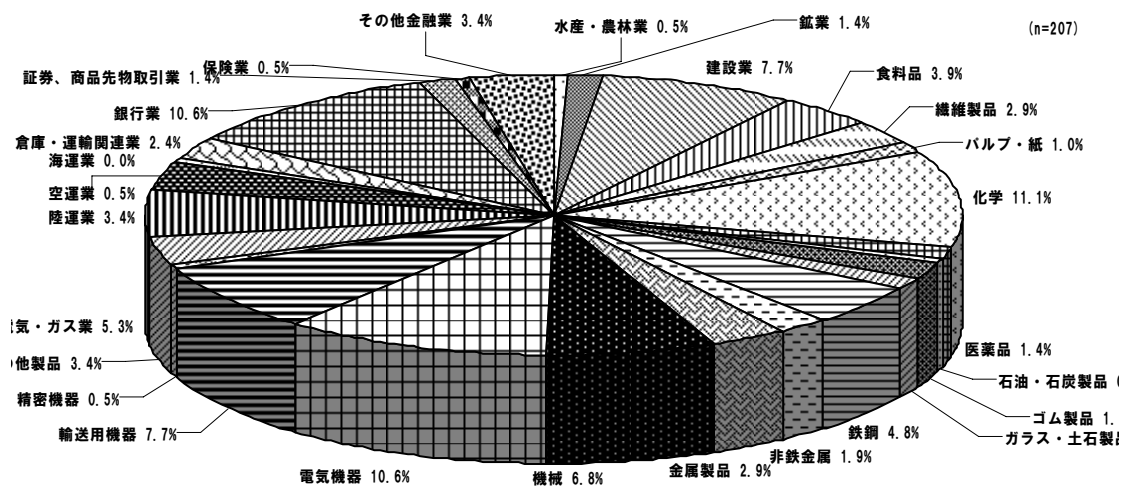
調査方法：郵送送付、郵送回収

調査期間：2010年1月24日（発送日）～2010年2月3日（投函締切日）

有効回答：207社（n=207）

回収率：約17.9%

### 【回答企業属性】



【凡例】 SA＝単独回答、MA＝複数回答

SA 問0. 業種

合計	水産・農 林業	鉱業	建設業	食料品	繊維製品	パルプ・ 紙	化学	医薬品	石油・石 炭製品
207	1	3	16	8	6	2	23	3	1
100.0%	0.5%	1.4%	7.7%	3.9%	2.9%	1.0%	11.1%	1.4%	0.5%

ゴム製品	ガラス・ 土石製品	鉄鋼	非鉄金属	金属製品	機械	電気機器	輸送用機 器	精密機器
4	3	10	4	6	14	22	16	1
1.9%	1.4%	4.8%	1.9%	2.9%	6.8%	10.6%	7.7%	0.5%

その他製 品	電気・ガ ス業	陸運業	海運業	空運業	倉庫・運 輸関連業	銀行業	証券、商 品先物取 引業	保険業
7	11	7	0	1	5	22	3	1
3.4%	5.3%	3.4%	0.0%	0.5%	2.4%	10.6%	1.4%	0.5%

その他金 融業	無回答	非該当
7	0	0
3.4%	0.0%	

MA 問1-1. リスク管理規程におけるヘッジ対象

合計	為替	金利	商品	その他	無回答	非該当
207	158	151	29	19	0	0
100.0%	76.3%	72.9%	14.0%	9.2%	0.0%	

【自由回答】

<「その他」として>

- ・保有資産の時価の変動
- ・金融商品、通貨
- ・有価証券等の価格変動リスク
- ・有価証券の市場価格の変動リスク
- ・上場有価証券
- ・株価（2社）
- ・株価変動
- ・株価、信用リスク等
- ・株式、債券
- ・天候、自然災害
- ・天候（気温）
- ・気温変動リスク
- ・財務値に大きな影響を与える案件
- ・明確な方針、規程がない。

## SA 問1-2. ヘッジ取引の実施の有無

合計	ヘッジ取引を実施している。	ヘッジ取引を実施していない。	無回答	非該当
207	152	55	0	0
100.0%	73.4%	26.6%	0.0%	

## SA 問2-1. ヘッジ会計・ヘッジ税制の適用の有無

合計	行っている。	行っていない。	無回答	非該当
152	143	9	0	55
100.0%	94.1%	5.9%	0.0%	

## MA 問2-2. ヘッジ会計・ヘッジ税制の適用を行っているヘッジ取引の対象

合計	為替	金利	商品	その他	無回答	非該当
143	100	123	14	1	0	64
100.0%	69.9%	86.0%	9.8%	0.7%	0.0%	

## MA 問3-1. ヘッジ手段として用いている商品デリバティブの種類

合計	相対スワップ取引	相対先渡取引	相対オプション取引	国内商品取引所取引	海外商品取引所取引	その他	無回答	非該当
15	13	2	0	3	3	0	0	192
100.0%	86.7%	13.3%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	

## 【自由回答】

< 「相対スワップ取引」 の原資産として >

- ・原油
- ・原油（重油）
- ・原油、石油製品
- ・軽油
- ・LNG
- ・金
- ・天然ゴム

< 「相対先渡取引」 の原資産として >

- ・原油、石油製品
- ・銅、金

< 「国内商品取引所取引」 の原資産として >

- ・原油、石油製品
- ・銅
- ・金

<「海外商品取引所取引」の原資産として>

- ・原油、石油製品
- ・原油、LNG
- ・銅、金

SA 問3-2. ヘッジ会計及びヘッジ税制を適用して処理を行ったヘッジ取引（商品）の割合

合計	9割以上	7割以上9割未満	5割以上7割未満	3割以上5割未満	1割以上3割未満	1割未満	無回答	非該当
15	12	2	0	0	1	0	0	192
100.0%	80.0%	13.3%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	

SA 問3-3. 現行のヘッジ会計・ヘッジ税制の適用条件（商品の場合）に関する問題の有無

合計	会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない。	税務処理については特に問題が生じることはないが、会計処理について問題が生じる、又は、問題が生じる可能性がある。	会計処理については特に問題が生じることはないが、税務処理について問題が生じる、又は、問題が生じる可能性がある。	会計処理、税務処理につき、いずれも問題が生じる可能性がある。	無回答	非該当
15	9	4	0	2	0	192
100.0%	60.0%	26.7%	0.0%	13.3%	0.0%	

MA 問3-4. 現行のヘッジ会計・ヘッジ税制を活用しようとした場合、実務上問題となるもの（商品の場合）

合計	調達する商品の量や需要が変動するため、ヘッジ対象とヘッジ手段の量が一致しない場合があり（オーバーヘッジとなる）、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。	調達する商品の輸送手段（陸上輸送、海上輸送、航空輸送）によって、不測の事態が生じた場合に到着時期が遅れる場合があり（特に海上輸送）、ヘッジ手段との期間の不一致からヘッジ会計処理が否認される場合がある。	在庫商品をヘッジしている場合、輸送手段の事情や在庫融通などによって当初予定と在庫場所が変動する場合があります、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。	継続的な取引が多く、予定取引に該当する取引が多いが、予定取引の期間が1年を超える場合があるなど、予定取引期間を理由にヘッジ会計処理が否認される場合がある。	適切なヘッジ手段がなく、代替商品でヘッジをしなければならぬ（例えばA重油をヘッジしたいが、原油スワップでヘッジを行う等）が、クロスヘッジが認められないため、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。	会計上の要請により、海外では活用事例が見られる「ゼロコストカー」や「3Way」といったヘッジ戦略を活用することが制限される場合がある。
6	2	2	0	4	1	0
100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%

ヘッジの有効性判定の方法として回帰分析を活用することが認められず、ヘッジ会計処理を行う際に障害となる場合がある。	その他	無回答	非該当
1	0	0	201
16.7%	0.0%	0.0%	

【自由回答】

<「ヘッジの有効性判定の方法として回帰分析を活用することが認められず、ヘッジ会計を行う際に障害となる場合がある。」に関して>

- ・エクセルのコリレーション関数など、柔軟な分析を認めて頂きたい。

MA 問3-5. 会計と税務の不一致などの観点から、問題となるもの（商品の場合）

合計	会計基準においては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における時価変動額を基礎としてヘッジ取引の有効性が判定されるのに対して、税法においてはこれと異なった期間における時価変動額を基礎として有効性が判定されるようにも読め、この点で負担や不合理性がある。	会計基準においては、一定の要件を満たすことにより、有効性判定を省略することが可能となっている一方、税法にはこれに対応する規定は置かれていないことから、いかなる場合も有効性判定を省略することは不可能と考えられており、この点で負担や不合理性がある。	その他	無回答	非該当
6	1	0	0	1	201
100.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	

SA 問4-1. ヘッジ会計及びヘッジ税制を適用して処理を行ったヘッジ取引（金融商品）の割合

合計	9割以上	7割以上9割未満	5割以上7割未満	3割以上5割未満	1割以上3割未満	1割未満	無回答	非該当
143	73	11	9	6	15	27	2	64
100.0%	51.0%	7.7%	6.3%	4.2%	10.5%	18.9%	1.4%	

SA 問4-2. 現行のヘッジ会計・ヘッジ税制の適用条件（金融商品の場合）に関する問題の有無

合計	会計処理、税務処理につき、いずれも特に問題は生じない。	税務処理については特に問題が生じることはないが、会計処理について問題が生じる、又は、問題が生じる可能性がある。	会計処理については特に問題が生じることはないが、税務処理について問題が生じる、又は、問題が生じる可能性がある。	会計処理、税務処理につき、いずれも問題が生じる可能性がある。	無回答	非該当
143	123	15	1	4	0	64
100.0%	86.0%	10.5%	0.7%	2.8%	0.0%	

MA 問4-3. 現行のヘッジ会計・ヘッジ税制（特に繰延処理）を活用しようとした場合、実務上問題となるもの

合計	ヘッジ対象とヘッジ手段の対応が厳密に要求されるため、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。	有効性判定の結果、ヘッジの有効性が満たされないことがあり、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。	ヘッジの有効性判定の方法として帰帰分析を活用することが認められず、ヘッジ会計処理を行う際に障害となる場合がある。	継続的な取引が多く、予定取引に該当する取引が多いが、予定取引の期間が1年を超える場合があるなど、予定取引期間を理由にヘッジ会計処理が否認される場合がある。	会計上の要請により、海外では活用事例が見られる「ゼロコストカラー」や「3Way」といったヘッジ戦略を活用することが制限される場合がある。
20	10	13	0	5	0
100.0%	50.0%	65.0%	0.0%	25.0%	0.0%

その他	無回答	非該当
	2	0
	10.0%	0.0%
		187

【自由回答】

<「ヘッジ対象とヘッジ手段の対応が厳密に要求されるため、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。」に関して>

- ・取引量が多い（件数が多い）場合、対応関係は現実、時間的にむり。
- ・ヘッジ対象である貸出金が予想以上の期限前返済により、ヘッジ手段を上回るオーバーヘッジとなる場合がある。

<「有効性判定の結果、ヘッジの有効性が満たされないことがあり、ヘッジ会計処理が否認される場合がある。」に関して>

- ・為替予約をしていたが、納期が遅れる場合等、まず銀行が延長に応じてくれないので、すべてが否認される。
- ・貸出金の金利リスクを金利スワップによりヘッジする場合、貸出金の早期返済により、有効性が否定される。
- ・主に予定取引の有効性の判定において、定性的な事項が多く、経済情勢や将来的なビジネスフレームの変化を考慮すると否認されるリスクがあり、積極的に活用出来ない。
- ・逆イールドなど、一時的にいびつなイールドカーブとなった場合、ヘッジの有効性が満たされない場合がある。

<「継続的な取引が多く、予定取引に該当する取引が多いが、予定取引の期間が1年を超える場合があるなど、予定取引期間を理由にヘッジ会計処理が否認される場合がある。」に関して>

- ・実務指針の判定基準が多く、曖昧な記載である為、検討の難易度が高い。
- ・外貨建工事代金の入出金

<「その他」に関して>

- ・マクロヘッジがヘッジ会計の対象とならない。

MA 問4-4. 会計と税務の不一致などの観点から、問題となるもの（金融商品の場合）

合計	会計基準において、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における時価変動額を基礎としてヘッジ取引の有効性が判定されるのに対して、税法においてはこれと異なった期間における時価変動額を基礎として有効性が判定されるようにも読め、この点で負担や不合理性がある。	会計基準において、一定の要件を満たすことにより、有効性判定を省略することが可能となっている一方、税法にはこれに対応する規定は置かれていないことから、いかなる場合も有効性判定を省略することは不可能と考えられており、この点で負担や不合理性がある。	会計基準においては、一定の金利スワップにつき特例処理が可能となっている一方、税法にはこれに対応する規定は置かれていないことから、いかなる場合も原則通りに有効性判定を行うことが必要と考えられており、この点で負担や不合理性がある。	その他	無回答	非該当
20	2	3	2	1	4	187
100.0%	10.0%	15.0%	10.0%	5.0%	20.0%	

MA 問4-5. 金融デリバティブの場合にヘッジ会計及びヘッジ税制の適用要件を満たすことに困難を感じていない理由

合計	特に理由はない／分からない。	ヘッジ手段と対象の一致を図りやすいため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。	会計・税務上の要請が商慣行に合致しているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。	価格変動の幅が比較的小さいため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。	金利スワップについて有効性判定の特例処理が認められているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。	具体的な処理方法が金融商品会計実務指針等で明示されているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。
123	27	58	1	1	53	14
100.0%	22.0%	47.2%	0.8%	0.8%	43.1%	11.4%

その他の理由により、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。	無回答	非該当
4	1	84
3.3%	0.8%	

【自由回答】

<「特に理由はない／分からない。」に関して>

- ・ヘッジ会計適用でなくても影響が少ない。

<「ヘッジ手段と対象の一致を図りやすいため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。」に関して>

- ・ドル債権に対して、ドル/円の先物予約。ほぼ確定した債権に対し、予約。
- ・振当処理が可能な取引を対象としている。
- ・借入金に対する金利スワップのため。
- ・実需の範囲内でしか為替予約をしていないため。又、短期（数ヶ月程度）しか行っていないため。
- ・短期借入金を長期にヘッジ。
- ・内規に従い、ヘッジ対象が存在するものみにデリバティブを利用している。
- ・ヘッジ会計は金利スワップの特例処理のみ利用している。
- ・売掛金の計上後に対象債権に対して為替予約をするのみであり、ヘッジ手段のみが存在する事が無い為。
- ・外貨建債権への為替予約であるため。
- ・為替予約取引等が中心であるため。
- ・ヘッジ手段と対象が一致するものについてヘッジ会計を適用している。
- ・借入金の変動金利を固定化するために適用している。
- ・外貨建ローンと為替予約等。

<「金利スワップについて有効性判定の特例処理が認められているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。」に関して>

- ・金利スワップはヘッジ対象の発生時、キャッシュフローを合わせ実施しているため。
- ・特例処理要件を 100%に満す、スワップのみを契約。
- ・長期借入を、借入時に金利スワップを使用し実質固定している。
- ・長期借入金
- ・借入と金利スワップとが完全に紐付き。
- ・リスク管理規程上、特例処理の要件を満たす取引のみに限定している為。

<「具体的な処理方法が金融商品会計実務指針等で明示されているため、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。」に関して>

- ・為替予約の処理方法など、詳細が定められているので大変助かっている。
- ・振当処理をしているため。

<「その他の理由により、ヘッジ会計の適用要件を満たしやすい。」に関して>

- ・ヘッジ会計に対応できるよう、デリバティブを行っている。

MA 問5-1. 商品デリバティブ取引につきヘッジ会計及びヘッジ税制の適用を行おうとする際の障害

合計	現行の会計や税制は特に障害になっていない。	ヘッジ手段と対象の一致を図ることが困難であり、会計・税制上の要件を満たすことができず、会計・税制が障害になっている。	会計・税務上の要請が現実の商慣行にそぐわないため、会計・税制が障害になっている。	価格変動の幅が大きいため、会計・税務上ヘッジの有効性が否定されることが多く、会計・税制が障害になっている。	会計処理について監査法人の承認を得られず、会計が障害になっている。	税務処理について税務調査で何らかの指摘を受けたことがあり、税制が障害になっている。
14	5	1	0	2	0	0
100.0%	35.7%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%

その他の点で会計・税制が障害になっている。	無回答	非該当
0	7	193
0.0%	50.0%	

【自由回答】

<「ヘッジ手段と対象の一致を図ることが困難であり、会計・税制上の要件を満たすことができず、会計・税制が障害になっている。」に関して>

- ・個々の取引数が多く、ヘッジ対象との一致が困難。

<「価格変動の幅が大きいため、会計・税務上ヘッジの有効性が否定されることが多く、会計・税制が障害になっている。」に関して>

- ・コモディティ商品（重油等）の価格変動の幅が大きい。

MA 問5-2. 金融デリバティブ取引につきヘッジ会計及びヘッジ税制の適用を行おうとする際の障害

合計	現行の会計や税制は特に障害になっていない。	ヘッジ手段と対象の一致を図ることが困難であり、会計・税制上の要件を満たすことができず、会計・税制が障害になっている。	会計・税務上の要請が現実の商慣行にそぐわないため、会計・税制が障害になっている。	価格変動の幅が大きいため、会計・税務上ヘッジの有効性が否定されることが多く、会計・税制が障害になっている。	会計処理について監査法人の承認を得られず、会計が障害になっている。	税務処理について税務調査で何らかの指摘を受けたことがあり、税制が障害になっている。
2	2	0	0	0	0	0
100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

その他の点で会計・税制が障害になっている。	無回答	非該当
0	0	205
0.0%	0.0%	

問 6-1. デリバティブに係る会計処理について、社内/監査法人とのやりとり等において問題となった点

- ・ 原材料価格安定の為、ヘッジを行いたいが、対象の一致、相関性がとれずヘッジ会計の適用を受けられず、諦めた経緯がある。
- ・ 金利、通貨スワップについて、ヘッジ対象との受払期間が不一致となり、ヘッジ会計が認められない事があった。
- ・ 外為変動リスクヘッジについて、期間は3年までとされた。またヘッジ金額の妥当性につき、四半期に一度の確認（オーバーヘッジでないかどうか）が必要とされた。
- ・ 四半期の決算単位に拠らず、月単位で予定取引数量の妥当性を厳密に要求される。
- ・ 繰延ヘッジの有効性判定における累計額の変動の差異。単年ごとでは有効性が認められるものの、累計で見ると、過年度の時価評価額の変動額の絶対額が大きくなるため、有効性から外れる点が問題となった。
- ・ ヘッジの有効性について。
- ・ 固定金利借入を変動化する SWAP 導入時の、SWAP の商品性（INDEX）と導入目的について議論になった。
- ・ 特例処理の適用をめぐって意見が分かれた。
- ・ 特例処理の確認が行われたのみ。問題点とはならなかった。
- ・ 金利 SWAP について、ヘッジ対象発生時に固定化デリバティブを実行したが、その後金融環境が変化したため、再度変動化を実施したところ、「特例処理」は認められないとの指摘を受けた。
- ・ 預金の金利リスクを金利スワップによりヘッジしようとしたところ、金利の変更に高い相関関係が認められないとして監査法人よりヘッジ会認の適用が認められなかった。貸出金の金利リスクを金利スワップにて包括ヘッジを行うことを考えたが、紐付けの上、都度有効性の検証を行うことが困難であり、特例処理のみ利用している。

- ・平成 18 年 4 月に包括的長期為替予約についての会計処理が変更された際、当社がすでに契約していた「同一ルートでの長期為替予約」について、監査法人より、利益の先取りを意図したものではないことは認められたが、それにもかかわらず、会計処理の変更を求められ、問題となった。
- ・商品の仕入に対して為替予約をしても、売上原価に為替差損益を反映できず、資金取引として営業外処理を求められる。金利スワップ取引で契約書の半分を行い、残りを Free にしていた場合、契約とスワップ取引が一致しているとみなせないと指摘を受ける等。
- ・ヘッジ会計の基準がかなり厳しい。
- ・新たな手法のデリバティブに取組む場合、リスク金額に関わらず、常に監査法人と綿密な打合せが必要となる。
- ・ヘッジ会計の適用要件が単体決算（日本基準）と連結決算（米国基準）において異なっているため、連・単で処理を分けている（違う処理をしている）。
- ・弊社はヘッジ会計対象となるデリバティブ取引のみ行っている。デリバティブ取引を行う際は事前に公認会計士に確認し、ヘッジ会計が認められることを確認の上、取引を行っている。特に問題はない。
- ・現状ヘッジ取引はしていない。

問 6-2. デリバティブに係る税務処理について、社内／監査法人とのやりとり／税務調査等において問題となった点

- ・会計と税制の相違について。（会計基準においては、一定の要件を満たすことにより、有効性判定を省略することが可能となっている一方、税法にはこれに対応する規定は置かれていない点に関して）

問 7. ヘッジ会計・ヘッジ税制に係る具体的な要望

- ・為替予約をしても（取引契約あり）、納期が遅れて予約も延長したいが銀行は認めないため、ヘッジ会計のつもりでの予約が逆にリスクとなってしまう。
- ・事後の四半期ごとの有効性判定の簡素化。都度のヘッジ会計の有効性テストに手間がかかる。又、急激な相場変動があった場合に、会計上、キャッシュフローのヘッジが否定される恐れがある。
- ・ヘッジ会計の適用要件が厳しいため、ヘッジ取引自体を取り止め、リスクを取らざるを得ないケースがある。適用要件の緩和、あるいは有効性の検証等に関する事務負担の軽減を希望する。

- ・相定リスクに応じた柔軟、簡素な規定に改正されると、更に積極的にデリバティブを活用することが可能となる。
- ・会計基準における要件の緩和。
- ・規則がやや複雑。任意適用にできないか。
- ・会計処理上、税務上、シンプルなものになれば、使う可能性はある。
- ・ヘッジの有効性評価の省略などのヘッジ会計処理を税務上も明確に認めるような法改正を検討して頂きたい。
- ・会計と税制に差異があると、実際に不都合があるため、会計と税制の差異を極力なくして頂きたいです。
- ・金商法、会社法、税法のそれぞれが別々の処理を求める様な事となると、会社の事務処理が煩雑となります。今後の上場企業への IFRS 強制適用の際にも、処理方法の統一が図られることを望みます。
- ・現行のヘッジ会計は、将来的には国際会計基準（IFRS9）への移行が前提であり、IFRS の下、ヘッジ会計についても効率的な運用を経済産業行政に望みます。
- ・IFRS 適用後も、ヘッジ会計の様な簡便な方式によってデリバティブを処理出来る様に望んでおります。
- ・IFRS の強制適用が決まった場合、現行制度と大きく変わる事になり、現場の負担が増加する。為替予約の振当処理が行えないと、BS が両建てになってしまう。
- ・IFRS 導入時において、ヘッジ会計の特例処理が認められなくなるので、IFRS でも特例処理に準ずる規定を作ってほしい。
- ・特例処理等、現在適用している会計処理と IFRS 導入後の会計処理が乖離することを懸念している。
- ・IFRS 導入後においても簡便な方法でヘッジ会計を適用できるようにしてほしい。
- ・IFRS における会計の明確化。
- ・IFRS 導入に向け、わかりやすいルール整備をお願いしたい。
- ・IFRS との一致をお願いしたい。
- ・現行処理の継続。
- ・日本基準を世界標準とするよう、ロビー活動をして欲しい。